令和3年度決算特別委員会　提出資料

令和4年9月21日提出

NO	決算書頁	費目	資料名	担当課	頁
1	54	負担金　民生費負担金	保育料の他市比較に関する資料	保育課	3
2	58	手数料　衛生手数料	ごみ袋販売実績（数量、金額）について	環境対策課	4
3	76	雑入　雑入	児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況	学校教育課	5
4	82	総務管理費　一般管理費	第２次行財政改革後期実施計画の進捗状況資料	業務改善・DX推進課	6
5	88	総務管理費　企画費	市民交流プラザの活動状況の推移	まちづくり推進課	25
6	92	総務管理費　地域振興費	協働のまちづくり応援補助金採択事業の内容	まちづくり推進課	26
7	94	総務管理費　人権推進費	人権推進対策関係補助金、負担金交付団体（目的、規約、決算書）について	人権・同和政策課	27
8	94	総務管理費　人権推進費	補助金交付同和団体の役員の活動状況（人件費、出勤、業務内容）について	人権・同和政策課	43
9	112	社会福祉費　障がい者福祉費	サン・アビリティーズいいづか維持補修費・指定管理委託料の推移（５ヵ年）	社会・障がい者福祉課	44
10	115	児童福祉費　児童措置費	民間保育士等職員の給与に関する資料	保育課	45
11	119	児童福祉費　青少年対策費	児童クラブ運営状況（３年間）	学校教育課	46
12	123	生活保護費　扶助費	扶助費別支給額年度別推移表（決算額）	生活支援課	47
13	124	保健衛生費　保健衛生総務費	無料低額診療補助金実績の推移がわかるもの（5年間）	健幸保健課	48
14	156	住宅費　住宅管理費	空き家募集と入居状況の推移がわかるもの（5年間）	住宅課	49
15	158	住宅費　住宅建設費	相田公営住宅建替事業の経過と課題がわかるもの	住宅課	50

令和3年度決算特別委員会　提出資料

令和4年9月21日提出

NO	決算書頁	費目	資料名	担当課	頁
16	162	教育総務費　事務局費	給食費助成の自治体の推移	学校給食課	55
17	164	教育総務費　人権教育費	NPO人権ネットいいづかの実態がわかるもの	人権・同和政策課	59
18	168 172	小学校費 中学校費　教育振興費	就学援助実施状況推移（小・中別に）	教育総務課	71
19	174	社会教育費　社会教育総務費	地域活動指導員の採用基準と配置状況推移表	生涯学習課	72
20	184	保健体育費　保健体育施設整備費	体育館建設事業の総括について	スポーツ振興課	73
21		総括	新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括表	財政課	74
22		総括	職員の残業時間及び休暇の取得状況に関する調書	人事課	79
23		総括	附属機関等に関する調書	総合政策課	84
24		総括	電力調達に関する入札結果のわかるもの（2018年度以降）	総務課	87
25	190 193	国民健康保険 特別会計	国民健康保険資格証明書発行までの流れ	医療保険課	88
26	196	国民健康保険 特別会計	国民健康保険給付費等準備基金推移	医療保険課	89
27	211	介護保険 特別会計	介護保険給付費等準備基金推移	高齢介護課	90
28	223	小型自動車競走事業 特別会計	メインスタンド整備事業の概要	公営競技事業所	91
29	253	学校給食事業 特別会計	給食調理委託状況の推移	学校給食課	92

保育料の他市比較に関する資料

保 育 課

令和4年9月調査

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	田川市	0	筑豊地区(平成31年4月1日～)
1	大任町	0	筑豊地区(平成31年4月1日～)
1	川崎町	0	筑豊地区(令和元年10月1日～)
1	赤村	0	筑豊地区(平成31年4月1日～)
5	大川市	18,300	
6	添田町	30,500	筑豊地区
7	みやま市	36,000	
8	豊前市	38,000	
9	桂川町	41,010	筑豊地区
10	嘉麻市	41,480	筑豊地区
11	中間市	43,000	筑豊地区
12	八女市	43,000	
13	柳川市	44,000	
14	福岡市	44,600	
15	小竹町	44,800	筑豊地区
16	福智町	44,830	筑豊地区
17	久留米市	45,600	
18	筑後市	46,500	
19	大牟田市	47,000	
20	うきは市	48,000	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
21	直方市	48,800	筑豊地区
21	飯塚市	48,800	筑豊地区
23	香春町	49,410	筑豊地区
24	北九州市	49,800	
25	行橋市	50,000	筑豊地区
26	宮若市	50,110	筑豊地区
27	小郡市	52,000	
28	大野城市	52,700	
29	古賀市	52,740	
30	筑紫野市	53,000	
31	糸島市	54,000	
32	鞍手町	54,900	筑豊地区
33	朝倉市	56,600	
34	福津市	56,750	
35	糸田町	61,000	筑豊地区・国基準額と同額
35	宗像市	61,000	国基準額と同額
35	春日市	61,000	国基準額と同額
35	太宰府市	61,000	国基準額と同額
35	那珂川市	61,000	国基準額と同額

※福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村を比較。比較基準　市町村民税所得割額19万8千円　1歳児　第1子　標準時間利用

ごみ袋販売実績（数量、金額）について

環境対策課

（単位：円、10枚/巻・冊）

区　分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ袋	金額	312,267,960	319,123,800	336,283,380	309,277,100	305,345,535
	巻数	598,600	609,500	640,860	579,240	582,800
事業系ごみ袋	金額	199,389,600	209,761,920	209,948,840	202,620,000	188,061,665
	巻数	187,000	196,480	194,920	186,580	177,290
ごみ袋小計①	金額	511,657,560	528,885,720	546,232,220	511,897,100	493,407,200
	巻数	785,600	805,980	835,780	765,820	760,090
粗大ごみシール②	金額	17,536,500	20,403,900	23,544,050	27,271,750	27,673,250
	冊数	6,495	7,557	8,649	9,917	10,063
計 ③＝①＋②	金額	529,194,060	549,289,620	569,776,270	539,168,850	521,080,450

児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況

○他市比較（飯塚市近隣市及び人口10万人前後の市）

（令和4年9月調査）

市名	通常		延長	
	利用料（1ヶ月）	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円		月額500円/(30分)	月額1,000円/(60分)
嘉麻市	3,000円		―	延長を行っていない
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	3,000円	8月のみ月額4,500円	―	延長を行っていない
大牟田市	5,000円	7月・8月のみ月額9,000円	―	延長を行っていない
筑紫野市	7,000円		月額1,500円	
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	6,680円	平日のみ月額4,680円	月額2,000円	
宗像市	7,000円		上限月額3,000円	1回では300円
糸島市	5,800円	7月のみ月額6,300円、8月のみ月額8,300円	上限月額2,000円	1回では300円

○滞納状況

（単位：円・%）

区　分	調　定　額 A	収　入　済　額 B	不納欠損額 C	還付未済額 D	繰　越　額 A－B－C＋D	徴収率B (B-D)/A	滞納繰越者数 （保護者）
現年課税分	85,778,340	84,435,820	0	3,860	1,346,380	98.43	129人
滞納繰越分	2,862,230	584,150	40,000	0	2,238,080	20.41	158人
計	88,640,570	85,019,970	40,000	3,860	3,584,460	95.91	287人

○減免状況（令和4年3月31日現在）

減免区分	月額利用料	月額減免利用料	児童数	月額減免額
減免対象外	4,000円	0円	1,191人	―
兄弟2子目	3,000円	1,000円	253人	253,000円
兄弟3子目以降	0円	4,000円	26人	104,000円
生活保護世帯	0円	4,000円	29人	116,000円
ひとり親世帯	2,000円	2,000円	374人	748,000円
非課税世帯	2,000円	2,000円	34人	68,000円
計			1,907人	1,289,000円

第二次行財政改革後期実施計画

（令和3年度進捗状況資料）

飯　塚　市

● 第2次行財政改革後期実施計画の概要

1 第2次行財政改革後期実施計画の策定趣旨

第2次行財政改革後期実施計画は、「第2次行財政改革大綱」で目指している「効果的・効率的で健全な行財政運営を確立し、市民や市民団体等と行政との協働によるまちづくり」を推進し、実現していくために策定したもので、同大綱に掲げる次の目標の達成に向けて次頁に記載する４つの基本方針を13の推進項目に区分し、５４の実施項目として計画し推進している。

【第2次行財政改革大綱に掲げる目標への実施計画計画年度毎の状況】

（単位：百万円）

目　標　項　目	指標名	R元	令和2	令和3	令和4	令和5
①令和5年度時点で財政調整基金（減債基金含）の積立残高を標準財政規模の約20%にあたる64億円以上とする。	年度末積立金高	16,104	15,282	16,456	ー	ー
②地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中（令和5年度まで）は60億円以内で推移させる。	公債費	4,962	4,847	4,952	ー	ー
③令和5年度時点で単年度収支を黒字化する。	単年度収支額	△ 395	134	2,251	ー	ー
参考　実質単年度収支額		△ 334	△ 501	2,314	－	ー

2 計画の実施期間

後期実施計画の期間は令和元年度から令和5年度までの5年間

3 後期実施計画の目標

第2次行財政改革大綱の目標達成にむけて、この後期実施計画の計画期間中（令和5年度まで）は行財政効果額18億5,200万円以上を目標としている。（※計画期間中の各年度の目標効果額は2頁の「推進項目の一覧」資料のとおり）

4 実施項目の内容

第2次行財政改革大綱では、財政健全化に主眼を置いた財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、社会情勢の変化を踏まえ、少子高齢化に伴う人口減少への対応や、地方分権の時代における市民と行政の役割分担など、行政の仕組みを含めた「選択と集中」の行財政改革を効率的かつ効果的に推進していく方針を定めている。このため、本実施計画は、実施項目の全54項目のうち14項目が財政的な効果額を目標としており、40項目は行政活動での仕組みや各種取り組みにおいて成果を上げることを目標とし実施している。

（※各実施項目に関する取り組み内容と進捗状況、成果については3頁から18頁の推進項目管理表に記載）

5　実施計画

（1）推進項目の一覧

大分類	中分類	上段：目標 下段：実施	区分	計画年度別効果額（千円）					計 （千円）
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
Ⅰ 市民等との協働（パートナーシップ）による行政運営の推進	① 市民等協働によるまちづくりの推進	4	目標	0	0	0	0	0	0
		3	実績	0	0	0			0
	② 情報の共有化の推進	2	目標	50,000	0	0	0	0	50,000
		2	実績	56,610	0	0			56,610
Ⅱ 効果的で効率的な行政運営の推進	① 事務事業の効果的・効率的な見直し	2	目標	11,000	11,000	12,000	14,000	14,000	62,000
		2	実績	8,841	8,495	24,658			41,994
	② 公民連携の推進	6	目標	0	0	0	21,000	27,000	48,000
		3	実績	0	296	406			702
	③ 公共施設等の最適化の推進	5	目標	0	0	0	8,000	8,000	16,000
		3	実績	0	0	0			0
	④ ＩＣＴ技術を活用した行政運営の推進	7	目標	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000	17,000
		5	実績	311	111	219			641
	⑤ 自治体間連携の推進	5	目標	0	0	0	0	0	0
		4	実績	0	0	0			0
Ⅲ 持続可能で健全な財政基盤の確立	① 歳入確保への取組	5	目標	255,000	255,000	255,000	255,000	255,000	1,275,000
		5	実績	1,357,132	2,161,699	4,617,917			8,136,748
	② 歳入歳出の適正化の推進	7	目標	28,000	25,000	22,000	20,000	18,000	113,000
		5	実績	46,492	79,152	66,549			192,193
	③ 地方公営企業の健全な経営	2	目標	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
		2	実績	0	15,309	20,413			35,722
	④ 外郭団体等の健全な経営	1	目標	0	0	3,000	3,000	3,000	9,000
		0	実績	0	1,400	1,400			2,800
Ⅳ 時代に対応できる組織改革と人材育成の推進	① 時代に対応した効果的で効率的な組織・機構	4	目標	24,000	47,000	70,000	47,000	24,000	212,000
		3	実績	3,654	17,692	36,948			58,294
	② 職員の意識改革と資質向上	4	目標	0	0	0	0	0	0
		3	実績	0	0	0			0
計		54	目標	381,000	352,000	375,000	382,000	362,000	1,852,000
		40	実績	1,473,040	2,284,154	4,768,510	0	0	8,525,704
達成率（%）		74.07	%	386.62	648.91	1271.60	0.00	0.00	460.35

（2）具体的な推進項目の一覧

大分類	Ⅰ　市民等との協働（パートナーシップ）による行政運営の推進
中分類	①　市民等協働によるまちづくりの推進

目　標

人口減少、少子高齢化社会の急速な進展に伴い、市民を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、市民等と行政が協働のまちづくりを推進する必要性が生じています。
市民をはじめ、まちづくり協議会、自治会、NPO法人などの地域活動団体と行政が、それぞれの役割を明確にし、協働してまちづくりを行う必要があることから、実施体制の構築を図り、主体となる市民や団体等の活動が円滑となるよう支援を行います。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0	0	
令和2年度	0	0	
令和3年度	0	0	
令和4年度	0		
令和5年度	0		
計	0		

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	まちづくり推進課	まちづくり協議会の活動支援	市内12地区にあるまちづくり協議会への活動支援として、地域ニーズ・課題に応じ各地区が策定した「まちづくり計画」に基づき、事業費の支援を行った。また、コロナ禍において当初計画していた事業が実施できない状況の中、「まちづくり計画」の見直しを促し、今後を見据えた計画へ変更していただくことで、地域活動を停滞させないための財源として活用した。	令和元年度	実施	実施	―	―
				令和2年度	↓	↓		―
				令和3年度	↓	↓		―
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	まちづくり推進課	自治会への加入促進	飯塚市自治会連合会の加入促進に関する部会と協議して作成した、集合住宅向けPRチラシを宅建協会を通じて市内の不動産業者の窓口に設置した。また、九州工業大学の学生と協力し、若い方目線で自治会加入促進ポスターの作成を行った。各公共施設や自治公民館等に掲示することで、加入促進に取り組んでいることをPRした。年度末年度初めの休日開庁日に合わせて、加入促進ブースを設置し、転入転居者への加入促進を実施した。	令和元年度	実施	実施	自治会加入率（%）	57.4
				令和2年度	↓	↓		56.7
				令和3年度	↓	↓		54.4
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	まちづくり推進課	交流センターの指定管理者制度の導入検討	市内12地区にある交流センターの管理運営について、まちづくり協議会等の地域団体に委託を行う方針であることから、受託団体の法人化について内部協議を行っている。委託することにより、地域の自発的で公益性のある事業運営と、地域ニーズ・課題に応じた、柔軟な対応が期待される。令和3年度はワーキンググループを設立し他市の先進事例の視察等を行った。	令和元年度	検討	検討	導入数（件）	―
				令和2年度	↓	↓		―
				令和3年度	↓	↓		―
				令和4年度				
				令和5年度				
4	防災安全課	「自主防災組織」の設立及び運営支援	新型コロナウイルス感染拡大により、自治会などでの防災研修回数は減少したが、昨年度に引き続き今年度も「飯塚市地域防災リーダー研修」（平日コース、休日コース）を開催した。	令和元年度	実施	実施	活動カバー率（%）	73.6
				令和2年度	↓	↓		73.5
				令和3年度	↓	↓		73.5
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅰ　市民等との協働（パートナーシップ）による行政運営の推進
中分類	②　情報の共有化の推進

目　標

人口減少、少子高齢化社会の急速な進展に伴い、市民を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、市民等と行政が協働のまちづくりを推進する必要性が生じています。
市民等と行政が円滑に協働していくためには、市民等に対して行政情報を積極的に公開することが重要であり、市広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、様々な媒体をとおして、情報を共有する仕組づくりに取り組みます。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	50,000	56,610	113.22
令和2年度	0	0	
令和3年度	0	0	
令和4年度	0		
令和5年度	0		
計	50,000	56,610	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	業務改善・DX推進課	オープンデータの推進	オープンデータのアイデアソン開催 オープンデータカタログサイトの活用	令和元年度	実施	実施	データセット数（データ）	20
				令和2年度	↓	↓		26
				令和3年度	↓	↓		34
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	情報管理課 総務課 関係課	情報発信の強化	下記のとおり実施した。（情報管理課） ・dボタン事業の開始(R3.4～) ・市民目線でのトップページバナーの内容更新（児童虐待問題、コロナ対策、転入・転出手続繁忙時期での混雑解消ボタン表示など） ・公民連携事業により無料で利用できる大型ビジョンへの市政情報動画配信（定期的な内容更新） 基本図の公開については2020年7月より実施している。（総務課）	令和元年度	実施	実施	ホームページアクセス件数（件）	4,860,717
				令和2年度	↓	↓		8,843,358
				令和3年度	↓	↓		9,145,453
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅱ　効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	①　事務事業の効果的・効率的な見直し

目　標

限られた経営資源（職員、財産、財源）の中で、これからの行政運営には、最小の経費で最大の効果をあげることが求められています。また行政サービスの縮減や廃止も含めた、市民の視点にたった見直しが必要となっています。
行政評価（事務事業評価、施策評価）を活用し、より効果的・効率的な「選択と集中」の仕組を構築することで、行政が行う全ての事務事業について見直しを行い、積極的な改善改革を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	11,000	8,841	80.37
令和2年度	11,000	8,495	77.23
令和3年度	12,000	24,658	205.48
令和4年度	14,000	0	
令和5年度	14,000	0	
計	62,000	41,994	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	業務改善・DX推進課 財産活用課 財政課	行政評価の活用	（業務改善・DX推進課） 事務事業評価の全庁的な活用を推進するため、課長職対象研修及び係長職対象研修をオンラインで開催した。施策評価の有効活用を進めるため、オンラインで専門家の意見を聴取した。 事務引継書に事務事業評価シートのファイル格納フォルダ名を記載するように例示し、各事務事業と評価シートの関係を明確にするように通知した。 （財政課） 令和2年度と同様に、当初予算ヒアリング時に予算要求の増減と連動していない施策評価の方向を見直すよう指摘することとしていたが、施策評価が休止となったため、予算編成時にその指摘/指導はできなかった。 （事務事業評価の事業の方向性の確認・指導は実施）	令和元年度	実施	実施	―	
				令和2年度	↓	↓		
				令和3年度	↓	↓		
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	業務改善・DX推進課 財政課	事務事業の効果的・効率的な見直し	見直した主な事業 ・バイオマスチップの導入によりコークス使用量を削減し、清掃工場の経費削減を図った。 ・支所において屋外設置外灯の消灯を実施。 ・要介護認定の認定審査会を簡素化し、審査会の回数を減らすことで経費削減を図った。 ・指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会の開催回数を見直すことで経費削減を図った。	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	8,841
				令和2年度	↓	↓		8,495
				令和3年度	↓	↓		24,658
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅱ　効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	②　公民連携の推進

目　標

限られた経営資源（職員、財産、財源）の中で、これからの行政運営には、最小の経費で最大の効果をあげることが求められています。また行政サービスの縮減や廃止も含めた、市民の視点にたった見直しが必要となっています。
全ての事務事業について、「公民連携推進に関する指針」や「民間委託等に関する指針」等に基づき、行政と民間の役割分担の検討を行いながら、民間事業者等が有する資金やノウハウを活用することで地域課題の解決等に繋がるように公民連携を推進していきます。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0	0	
令和2年度	0	296	
令和3年度	0	406	
令和4年度	21,000		
令和5年度	27,000		
計	48,000	702	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	総合政策課 財産活用課	民間事業者等とのパートナーシップに基づく公民連携の推進	民間事業者等より、11の事業について事業提案があり、10の事業において連携協定の締結や共催事業として事業を実施し、民間事業者等の有するアイディアやノウハウを活用し、市民サービスの向上を図った。 より実効性のある事業実施ができるよう指針の変更を行った。	令和元年度	実施	実施	実施件数（件）	8
				令和2年度	↓	↓		14
				令和3年度	↓	↓		11
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	都市計画課	Park-PFI制度の活用	Park-PFI制度の導入を目指し、都市計画マスタープランにおいて、レクリエーション拠点に位置付けられ、健康づくりや自然とふれあえる場としてふさわしい公園整備が必要となってきている笠城ダム公園をモデル公園とし、官民連携型の賑わいの創出に繋げていくことが出来ると考えている。	令和元年度	検討	検討	効果額（千円）	0
				令和2年度	↓	↓		0
				令和3年度	↓	↓		0
				令和4年度	実施			
				令和5年度	↓			
3	総合政策課	「飯塚市民間委託等に関する指針」の改訂	「飯塚市民間委託等に関する指針」について、改訂の必要性について検討を行った。現状では改訂の必要はないが、今後も引き続き検討を行っていく。	令和元年度	実施	検討	改定件数（数）	ー
				令和2年度		↓		ー
				令和3年度		↓		ー
				令和4年度				
				令和5年度				
4	業務改善・DX推進課 関係課	窓口業務及び内部管理事務の委託の導入検討	2021年度においては、窓口業務等を民間導入している他自治体の状況等を把握・検討する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策業務を優先した結果、行政視察を含め実施できていない。	令和元年度	検討	検討	効果額（千円）	ー
				令和2年度	↓	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度				
				令和5年度				
5	関係課	有料広告の拡充	昨年度同様にホームページの広告バナー枠数の15を維持（※成果指標とは別に、市報広告収入は、R2年度は137枠（3,425千円）の申込だったが、R3年度は144件（3,600千円）と全枠が広告収入を得ることができた。）（情報管理課）	令和元年度	実施	検討	効果額（千円）	ー
				令和2年度	↓	検討・実施		296
				令和3年度	↓	実施		406
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
6	総合政策課 財産活用課	ネーミングライツの導入	ネーミングライツについて1件の問い合わせがあったが導入には至らなかった。	令和元年度	検討	検討・実施	効果額 （千円）	0
				令和2年度	↓	↓		0
				令和3年度	実施	↓		0
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅱ　効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	③　公共施設等の最適化の推進

目　標

限られた経営資源（職員、財産、財源）の中で、これからの行政運営には、最小の経費で最大の効果をあげることが求められています。また行政サービスの縮減や廃止も含めた、市民の視点にたった見直しが必要となっています。
「飯塚市第2次公共施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公共施設等の運営、維持管理の見直しを行い、施設ごとの分析を行うことで最適化を推進していきます。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0		
令和2年度	0		
令和3年度	0		
令和4年度	8,000		
令和5年度	8,000		
計	16,000		

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	財産活用課	「公共施設のあり方に関する第3次実施計画」に基づいた計画的な最適化方針の実施	施設所管課に対する進捗状況調査やヒアリングを実施し、当該計画に示す最適化目標の達成に向けた確認・情報共有・指導を行った。 2021年度（令和3年度）は、16件について最適化を図った。 【内訳】存廃の方針2件、総量の最適化4件、配置の最適化2件、運営主体の最適化1件、空きスペースの有効活用1件、跡地・跡施設の有効利活用6件	令和元年度	実施	実施	実施項目数（項目）	11
				令和2年度	↓	↓		8
				令和3年度	↓	↓		16
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	財産活用課	「公共施設のあり方に関する第3次実施計画」に基づいた計画的な床面積の削減	施設所管課に対する進捗状況調査やヒアリングを実施し、当該計画に示す床面積削減目標の達成に向けた確認・情報共有・指導を行った。 2021年度（令和3年度）の削減面積1,005㎡ 【削減内訳】穂波武道館（756㎡）、鯰田交流センター（△42㎡）、地方卸売市場（291㎡）	令和元年度	実施	実施	削減面積（㎡）	7,569
				令和2年度	↓	↓		1,877
				令和3年度	↓	↓		1,005
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	財産活用課 関係課	使用料の見直し	各自治体の取組を調査・研究している段階である。適正な料金の検証組織の設置に取り組みたいと考えているが、市民サービスに大きな影響を及ぼす案件であることから慎重に行う必要があり、来年度からの実施は困難な状況である。	令和元年度	検討	検討	見直し施設数（施設）	ー
				令和2年度	実施	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	人権・同和政策課	集会所、生活館の地元自治会への譲渡	中三集会所を地元地縁団体へ無償譲渡した。	令和元年度	実施	実施	譲渡件数（件）	2
				令和2年度	↓	↓		1
				令和3年度	↓	↓		1
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
5	建築課 財産活用課	設計時における公共施設の施設機能に応じた最適化の検討	先進自治体の取組を調査・研究して、施設機能に応じた最適化を検証する内部組織の設置を検討していくこととしているが、現状は未着手な状況である。（財産活用課） 他市の類似施設の調査・検証を行い、長寿命化及びイニシャル・ランニングコストのバランスを図り施設機能に応じた設計を行った。最適化を検証する内部組織の設置は未着手であり今後検討する。（建築課）	令和元年度	検討	検討	ー	ー
				令和2年度	↓	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度				
				令和5年度				

大分類	Ⅱ　効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	④　ICT技術を活用した行政運営の推進

目　標

限られた経営資源（職員、財産、財源）の中で、これからの行政運営には、最小の経費で最大の効果をあげることが求められています。また行政サービスの縮減や廃止も含めた、市民の視点にたった見直しが必要となっています。
「飯塚市地域情報化計画」に基づき、急速に進展しているICT技術（情報通信技術）の積極的な活用を図り、より効果的、効率的な行政運営に努め、様々な市民サービスの向上に取り組みます。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	3,000	311	10.37
令和2年度	4,000	111	2.78
令和3年度	3,000	219	7.30
令和4年度	4,000		
令和5年度	3,000		
計	17,000	641	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	業務改善・DX推進課	マイナンバーカードの利活用の検討	・図書館カードのIDとマインナンバーカードの利用者証明用電子証明書を紐づけ、図書館カードとして利用する事業の着手。実装は2022年度。 ・総務省の委託を受け、セカンドライフ応援ポイント事業、健幸ポイント事業について「自治体マイナポイント実証事業」を実施。券面情報により市内住民、年齢制限を判定。	令和元年度	検討	検討	―	
				令和2年度	↓	↓		
				令和3年度		実施		
				令和4年度				
				令和5年度				
2	業務改善・DX推進課	ペーパレス化の推進	年間で129会議、研修をペーパレスで実施、両面用紙換算で163,590枚の用紙を削減した。	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	8
				令和2年度	↓	↓		15
				令和3年度	↓	↓		94
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	市民課	戸籍システムの共同利用及び業務標準化	法改正に伴うシステム作業の実施、共同利用をしていることもあり、参加自治体の作業を同日に実施できることから作業料を当初予算額の495千円から396千円（支出実績額）と削減ができた。共同利用の新規団体の加入はなかった。	令和元年度	検討	検討・実施	新規加入自治体数（自治体）	―
				令和2年度	↓	検討		―
				令和3年度	実施	↓		―
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	契約課	電子入札の導入の検討	工事及びコンサル業務（随意契約、災害復旧は除く）において電子入札を導入。	令和元年度	検討	検討	電子入札導入率（%）	―
				令和2年度	↓	実施		―
				令和3年度		↓		97
				令和4年度				
				令和5年度				
5	業務改善・DX推進課	統合型GISの導入	令和5年度導入に向けて実施計画を策定した。	令和元年度	検討	検討	効果額（千円）	―
				令和2年度	↓	↓		―
				令和3年度	↓	↓		―
				令和4年度	↓			
				令和5年度	実施			

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
6	業務改善・DX推進課	AI・RPA等の導入の検討	RPAについては内部情報系3業務、基幹系については1業務のシナリオ作成が完了。 ・AIチャットボット本格導入	令和元年度	検討	検討	AI・RPA等導入件数（件）	ー
				令和2年度	↓	実施		7
				令和3年度		↓		5
				令和4年度				
				令和5年度				
7	議会事務局総合政策課	会議録作成支援システムの活用	会議録作成に係る事務の更なる負担軽減を図るため、よく使う専門用語や認識させたい単語を随時登録し、音声文字変換の認識精度を向上させた。議会事務局だけでなく全庁的にシステムが利用できるようUSBキーの貸し出しスケジュール表を作成するなどし、システム利用に必要なUSBキーを可能な限りに他課へ貸し出しを行った。繁忙期でUSBキーが貸し出しできない場合は、少しでも事務の負担軽減となるよう音声データからテキストデータへの簡易的な変換を行い、提供した。	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	303
				令和2年度	↓	↓		96
				令和3年度	↓	↓		125
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅱ　効果的で効率的な行政運営の推進
中分類	⑤　自治体間連携の推進

目　標

限られた経営資源（職員、財産、財源）の中で、これからの行政運営には、最小の経費で最大の効果をあげることが求められています。また行政サービスの縮減や廃止も含めた、市民の視点にたった見直しが必要となっています。
それぞれの自治体が保有する経営資源をより効果的、効率的に活用するために、これまでの自治体の枠組にとらわれず、自治体間の連携を一層強化して、効果的・効率的な行政運営を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0		
令和2年度	0		
令和3年度	0		
令和4年度	0		
令和5年度	0		
計	0		

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	総合政策課	嘉飯圏域定住自立圏構想に基づく事業の推進	2市1町の連携協定に基づき、20の連携事業（21事業中、1事業は休止中）を継続して実施した。また、外部委員による検討会議で事業の実績や進捗を確認するとともに、効果の検証を行った。 （各連携事業の事業費は、特別交付税措置の対象となっている。）	令和元年度	実施	実施	―	
				令和2年度	↓	↓		
				令和3年度	↓	↓		
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	健幸保健課	飯塚医療圏における糖尿病性腎症重症化予防の推進	国保特定健診受診者のうち、HbA1c6.5以上（糖尿病型）若しくは空腹時血糖126以上かつ蛋白尿が出ていない方を対象として、特定健診2次健診とし,「微量アルブミン尿検査」を実施した。 ・アルブミン尿検査実施人数　653人	令和元年度	実施	実施	2次健診（ｱﾙﾌﾞﾐﾝ尿検査）実施率（%）	81.0
				令和2年度	↓	↓		81.9
				令和3年度	↓	↓		77.6
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	防災安全課	災害時における相互応援体制の構築	災害時資機材の相互応援体制の構築を目指した他市町村への情報収集の実施。	令和元年度	検討	検討	連携自治体数（自治体）	―
				令和2年度	↓	↓		―
				令和3年度	↓	↓		―
				令和4年度	検討・実施			
				令和5年度	実施			
4	上水道課	近隣事業体との「災害支援協定」の締結	5月20日に当該協定し、6月1日から適用とした。応急給水袋・緊急修繕材料については、各事業体の保管数量等を調査、整理し、緊急時相互融通の体制を構築した。また、11月16日、協定に基づく勉強会を実施した。	令和元年度	検討・実施	検討	連携事業体数（事業体）	―
				令和2年度	実施	検討・実施		―
				令和3年度	↓	実施		7事業体
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
5	地域公共交通対策課	地域公共交通の広域連携の推進	定住自立圏形成推進会議の地域公共交通部会を1回開催し、赤字路線バス運行補助や各市町コミュニティバス等の運行状況などの情報共有や意見交換を行った。	令和元年度	検討・実施	検討・実施	交通結節点乗入便数（便）	54
				令和2年度	実施	実施		59
				令和3年度	↓	↓		59
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅲ　持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	①　歳入確保への取組

目　標

人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、本市の財政状況が厳しくなることが予測される中、市民ニーズや時代の変化に対応した行政サービスを維持していくためには、持続可能で健全な財政基盤の確立が求められています。
公有財産の有効利活用を図るとともに、市内外を問わず個人や民間事業者等から市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた、新たな歳入の確保に向けた取組を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	255,000	1,357,132	532.21
令和2年度	255,000	2,161,699	847.73
令和3年度	255,000	4,617,917	1810.95
令和4年度	255,000		
令和5年度	255,000		
計	1,275,000	8,136,748	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	財産活用課 経済政策推進室	市有資産の売却及び有効利活用	売却可能な市有地について売払いを行った。 ・随意契約による　30件 ・貸付地　2件 ・一般競争入札による　4件 ・鯰田工業団地　1件 ・プロポーザル方式による　1件	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	510,397
				令和2年度	↓	↓		429,790
				令和3年度	↓	↓		2,275,448
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	公営競技事業所	ミッドナイトオートレースの拡充	公益財団法人JKA、一般財団法人西日本小型自動車競走会及び包括的民間委託業者と開催日程の調整を行い、ミッドナイトオートレースを年間67日開催することとした。悪天候により1日中止となったため、66日の実施となった。	令和元年度	実施	実施	拡充開催日数（日）	47
				令和2年度	↓	↓		56
				令和3年度	↓	↓		66
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	特産品振興・ふるさと応援課	企業版ふるさと納税の推進	寄附金を活用する事業のPRシートを作成し、寄附実績のある企業を中心に営業活動を行った。 ・寄附依頼件数　10件 ・寄附件数　4件	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	1,000
				令和2年度	↓	↓		12,000
				令和3年度	↓	↓		45,300
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	特産品振興・ふるさと応援課	ふるさと納税の推進	新規返礼品の追加・開拓、既存の返礼品についても画像等のブラッシュアップを行った。また、新規ポータルサイトの導入、WEB広告を活用したPRのを強化し、寄附件数及び寄附額ともに大幅な増加となった。 ・返礼品新規登録数　132件 ・寄附件数　574,043件	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	845,735
				令和2年度	↓	↓		1,719,909
				令和3年度	↓	↓		2,297,169
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
5	税務課	マルチペイメントの推進	・マルチペイメントネットワークを活用し、窓口で口座振替の新規契約を行い、利用者の利便性向上と収納率の向上を図った。 ・地方税共通納税システムの実施 ・スマートフォンを活用した収納の実施開始（R3年4月から）	令和元年度	実施	実施	口座登録新規件数（件）	675
				令和2年度	↓	↓		502
				令和3年度	↓	↓		449
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅲ　持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	②　歳入歳出の適正化の推進

目　標

人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、本市の財政状況が厳しくなることが予測される中、市民ニーズや時代の変化に対応した行政サービスを維持していくためには、持続可能で健全な財政基盤の確立が求められています。
税等の徴収体制の強化に取り組むとともに、各種給付費の適正化や補助金、手数料等の見直しを行うことで、歳入歳出の一層の適正化を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	28,000	46,492	166.04
令和2年度	25,000	79,152	316.61
令和3年度	22,000	66,549	302.50
令和4年度	20,000		
令和5年度	18,000		
計	113,000	192,193	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	関係課	徴収体制の強化による収納率の向上	・ファイナンシャルプランニング生活改善指導事業を12回実施。 ・滞納防止の注意喚起のため市報掲載。 ・捜索3回、公売3回実施。 ・納税担当職員の徴収スキル向上のための研修を年3回実施。 ・債権管理委員会を1月に開催。 ・現年のみの滞納者への催告委託事業を行い、電話や訪問で納税を促した。	令和元年度	実施	実施	現年度徴収率（%）	98.54
				令和2年度	↓	↓		98.15
				令和3年度	↓	↓		98.85
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	業務改善・DX推進課 関係課	「補助金等の見直しに関する指針」に基づく補助金等の交付適正化	事務事業評価シートを用いて補助金交付についての確認を行った。	令和元年度	実施	検討	検証件数（件）	ー
				令和2年度	↓	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	業務改善・DX推進課 関係課	手数料等の見直し	手数料の見直しについて、他市状況との比較から検討の余地のある5項目を抽出し、見直しの必要性について所管課への調査を実施した。	令和元年度	検討	検討	見直し件数（件）	ー
				令和2年度	実施	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	医療保険課	ジェネリック医療品の普及率の向上	ジェネリック医薬品利用時の自己負担軽減額を該当者へ通知するとともに、チラシ及び広報物の内容を工夫することにより、ジェネリック医薬品の普及を図った。ジェネリック医薬品普及率は76.7%となり、昨年度（令和2年度：75.3%）と比較して1.4%増となった。	令和元年度	実施	実施	普及率（%）	72.8
				令和2年度	↓	↓		75.3
				令和3年度	↓	↓		76.7
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
5	生活支援課	生活保護行政の適正化 （就労支援の推進）	就労支援事業では就労支援員（3名）が所内「ハローワーク常設窓口」を活用して就労支援を実施した。また、ひとり親家庭等自立支援事業ではCWと母子支援員が連携して就労阻害要害因を除外して就労支援事業につなげた。 ・就労支援事業による就労決定者　延べ59名	令和元年度	実施	実施	自立世帯数（世帯）	10
				令和2年度	↓	↓		12
				令和3年度	↓	↓		10
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
6	商工観光課	地域活性化商品券発行事業の見直し	新型コロナウイルス感染症禍において経済に与える影響は長引いており、市域内事業者支援のため、地域活性化応援券と飲食店地域活性化応援券を発行。 事業は令和4年度も継続されるが、市が行っていた業務を飯塚商工会議所、飯塚市商工会で行うなどの見直しを実施	令和元年度	検討	検討	見直し件数（件）	－
				令和2年度	実施	検討・実施		1
				令和3年度	↓	↓		2
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
7	税務課	固定資産税の課税客体の適切な把握	令和3年度も福岡県主催の広域調査が行われなかったため、飯塚市独自に事業所調査を実施し、申告漏れ等への修正申告を促して、3,228千円（歯医者・焼肉店455千円、太陽光2,773千円）の追徴課税を行った。※令和2年度の効果額のうち、約20%償却されていることから、63,321千円を令和3年度効果額に算入）	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	46,492
				令和2年度	↓	↓		79,152
				令和3年度	↓	↓		66,549
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅲ　持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	③　地方公営企業の健全な経営

目　標

人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、本市の財政状況が厳しくなることが予測される中、市民ニーズや時代の変化に対応した行政サービスを維持していくためには、持続可能で健全な財政基盤の確立が求められています。
地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正化、収入の確保、事務事業の簡素化・効率化、民間委託等の推進などに努め、経費の節減合理化、経営の効率化を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	10,000	ー	
令和2年度	10,000	15,309	153.09
令和3年度	10,000	20,413	204.13
令和4年度	10,000		
令和5年度	10,000		
計	50,000	35,722	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	企業管理課	上下水道料金の収納率の向上	報奨金制度を導入し、上水下水現年度過年度分を含めた目標収納率97.00%に対し、実績収納率97.92%で目標指標を達成した。 また、昨年度は約束管理の強化を行い、令和2年度より実施している不履行停水を早期に対応することで収納率の向上を図った。	令和元年度	実施	実施	現年度収納率（%）	98.07
				令和2年度	↓	↓		98.39
				令和3年度	↓	↓		98.41
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	企業管理課 上水道課 下水道課 上下水道施設課	経営戦略等に基づく事業の経営効率化の推進	経営戦略に基づき、水道料金の改定を行い、料金の適正化を図るとともに、遊休地の売却による財源の確保に努めた。 2020年6月に、長尾浄水場からの浄水供給による高田浄水場のポンプ場化を実施した。浄水場のポンプ場化により不要となった浄水施設の更新費用、動力費、薬品費等が削減され、2021年度については、年間を通じた削減効果となっている。	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	ー
				令和2年度	↓	↓		15,309
				令和3年度	↓	↓		20,413
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅲ　持続可能で健全な財政基盤の確立
中分類	④　外郭団体等の健全な経営

目　標

人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、本市の財政状況が厳しくなることが予測される中、市民ニーズや時代の変化に対応した行政サービスを維持していくためには、持続可能で健全な財政基盤の確立が求められています。
公共性の高い活動を行う外郭団体等は、市民に対する情報公開など運営の透明化が求められており、各種団体等と協議を行いながら、独立した団体として健全な経営の維持を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0	0	－
令和2年度	0	1,400	－
令和3年度	3,000	1400	46.67
令和4年度	3,000		
令和5年度	3,000		
計	9,000	2,800	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	総合政策課 関係課	外郭団体等の健全経営に向けた方針の検討協議	飯塚観光協会と、収益事業の確保に向け3回協議を行った。また、自主・自立に向けた運営が行えるよう、今後の観光協会のあり方について、「飯塚観光協会経営改革プラン」策定に取り組むように指示した。 飯塚国際交流推進協議会については、助成金を活用した事業を行ったが、収入は参加費のみであり、現在のところ、市補助金の額を賄うことができる収入がある事業はなく、自主運営ができる見込みはない。	令和元年度	検討	検討	運営方針等作成団体数（団体）	ー
				令和2年度	↓	↓		ー
				令和3年度	実施	↓		ー
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			

大分類	Ⅳ　時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	①　時代に対応した効果的で効率的な組織・機構

目　標

市民ニーズや地域課題が多様化、複雑化する中、行政に求められる行政サービスが増加しており、時代に対応できる行政組織の形成や職員の人材育成の必要性が高まってきています。
これまでの雇用形態や勤務体制の見直しを行い、より効果的、効率的な組織の構築を検討し、時代に対応した働く環境の整備などに取り組み、市民サービスの向上を推進します。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	24,000	3,654	15.23
令和2年度	47,000	17,692	37.64
令和3年度	70,000	36,948	52.78
令和4年度	47,000		
令和5年度	24,000		
計	212,000	58,294	

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	業務改善・DX推進課 関係課	効果的・効率的な組織の検証	令和3年度に全所属に調査後、必要な部署とヒアリングを行い、令和3年度の組織編成を行った。 昨年に引き続き、「まちづくりの好循環」の維持・拡大に向けた、持続可能な行政運営に取組むため、「子ども家庭支援の推進」、「健幸都市の推進」、「地域経済の活性化」、を中心とした組織の見直しを行った。技能労務職（道路パトロール業務、施設補修・伐採・浚渫・塗装業務）を支所から本庁の土木管理課に集約し、業務の均一性、効率性の向上を図る組織編成を実施した効果については、道路巡回が行き届かないことや、早急な対応に一部支障があるようで、引き続き検証が必要である。	令和元年度	検討	検討・実施	―	
				令和2年度	↓	↓		
				令和3年度		↓		
				令和4年度				
				令和5年度				
2	人事課	退職勧奨制度の実施	令和3年度職員退職勧奨実施要項を作成し、対象職員への周知及び説明会を実施した。 （勧奨応諾者3人）	令和元年度	実施	実施	効果額（千円）	3,654
				令和2年度	↓	↓		17,692
				令和3年度	↓	↓		36,948
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	人事課	「柔軟な働き方」の実施	2021年度から6種類の勤務時間帯の中から勤務時間帯を選択できる「早出遅出勤務制度」として本格実施を行い、PC環境がある職員にはシステムによる申請可能な環境を構築し、事務の省略化に努めた。	令和元年度	検討	検討	―	
				令和2年度	実施	実施		
				令和3年度	↓	↓		
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	支所市民窓口課	支所夜間・休日受付のあり方の検討	宿日直業務は『飯塚市庁内管理規則』第7条の定めにより行う業務であり、業者への業務委託により、効率化を図っている。（令和2年度に完了）	令和元年度	検討	検討	―	
				令和2年度	↓	―		
				令和3年度		―		
				令和4年度				
				令和5年度				

大分類	Ⅳ　時代に対応できる組織改革と人材育成の推進
中分類	②　職員の意識改革と資質向上

目　標

市民ニーズや地域課題が多様化、複雑化する中、行政に求められる行政サービスが増加しており、時代に対応できる行政組織の形成や職員の人材育成の必要性が高まってきています。
第二次行財政改革を着実に実行するために、職員が常に問題意識を持ち、積極的に改革改善に取り組むよう意識改革を図り、職員の能力を最大限に発揮できるような人材育成等を行うことで、行政サービスの質の向上を図ります。

進捗管理　（単位：千円）

年度	効果目標額	達成額	達成率
令和元年度	0		
令和2年度	0		
令和3年度	0		
令和4年度	0		
令和5年度	0		
計	0		

No.	所管課	実施項目	令和3年度実施内容	年度	実施スケジュール	進捗	成果指標	成果状況
1	人事課	時代に即した職員研修体系の再構築	令和3年度職員研修計画においては、「セルフマネジメント型職員」の育成を念頭に置き、「行政経営研修（業務改善研修）」、「政策形成能力向上セミナー」、「メンタルヘルス研修」を重点取組研修とし、時代に即した公務員の育成に向け、各種研修を実施した。	令和元年度	実施	実施	全職員に求められる能力及び管理監督者に求められる能力の開発を目的とする研修の開催回数（回）	45
				令和2年度	↓	↓		22
				令和3年度	↓	↓		55
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
2	人事課 生涯学習課	公民館講座及び社会教育・生涯学習事業の活用	職員への啓発活動を重点取り組みとし、庁内掲示板や市及びイイヅカコミュニティセンターSNSを活用し、中央公民館及び交流センターで実施している各種講座や事業への運営スタッフ又は受講者としての参加を積極的に呼びかけた。また、職員の持つスキルを活用し、講師として市民等に還元する取り組みも実施した。	令和元年度	検討	検討・実施	参加職員数（人）	13
				令和2年度	検討・実施	↓		73
				令和3年度	実施	実施		95
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
3	人事課	人事評価制度を活用した人材育成の推進	例年実施している新任課長や係長を対象にしたスキルアップ研修や、業務の進捗を行う年3回の「進捗管理面談」を実施することができた。前年度に引き続き、会計年度任用職員の人事評価を試行実施し、様々な課題を整理した。	令和元年度	実施	検討・実施	能力評価のレベル平均が3.5以上4未満に属する30歳以上の職員の割合（%）	37.2
				令和2年度	↓	↓		38.0
				令和3年度	↓	↓		39.9
				令和4年度	↓			
				令和5年度	↓			
4	人事課	専門職の確保と人材育成の検討	専門職員の配置については、現状の組織・機構の見直し、人員配置の適正化、職員採用数とのバランスを図る必要があるため、今後も引続き検討を行うこととした。	令和元年度	検討	検討	専門職の事務職部署への配置数（人）※延べ	ー
				令和2年度	↓	↓		ー
				令和3年度	↓	↓		ー
				令和4年度	↓			
				令和5年度				

市民交流プラザの活動状況の推移

まちづくり推進課

年度	設置状況	年間利用者数	管理体制			
平成15年度	11月/市民交流プラザ開設	8,245人	指定管理	8人		
平成16年度	10月/若者サポートセンター	31,660人	指定管理	8人		
平成17年度		44,816人	指定管理	8人		
平成18年度	3月/4階から2階へ移転	42,523人	指定管理	8人		
平成19年度		24,996人	指定管理	6人		
平成20年度		24,532人	指定管理	6人		
平成21年度		18,081人	指定管理	6人		
平成22年度		15,467人	指定管理	6人		
平成23年度		15,700人	指定管理	6人		
平成24年度		15,809人	指定管理	6人		
平成25年度		16,111人	指定管理	6人		
平成26年度		15,285人	指定管理	6人		
平成27年度		13,031人	指定管理	6人		
平成28年度		13,165人	指定管理	6人		
平成29年度		9,625人	委託	6人		
平成30年度	4月/消費生活センター　10月/つなぐカフェ飯塚	10,448人	直営	再任用1人	嘱託2人	臨時3人
令和元年度		11,681人	直営	再任用1人	嘱託2人	臨時3人
令和2年度		5,729人	直営	再任用1人	会計年度5人	
令和3年度		4,831人	直営	再任用1人	会計年度5人	
令和4年度 (7月現在)		1,758人	直営	再任用1人	会計年度5人	

協働のまちづくり応援補助金採択事業の内容

まちづくり推進課

令和3年度　応募件数：9件、採択件数：9件

	事業区分	補助額 （事業費決算額）	団体名	事業名	補助事業の内容	備考
1	テーマ	70,000円 （93,640円）	楓の木	飯塚市よかとこ再発見第二弾！ いいづかいいとこまちづくりかな	児童立案による、飯塚市の名所を巡る参加型宝探しゲーム	継続 2年目
2		200,000円 （276,160円）	SDGs推進ネットワーク委員会	「SDGs」って何だろう！！ パート2	小・中学校の児童生徒及び地域住民を対象としたSDGsの推進事業	継続 2年目
3		200,000円 （586,366円）	WarmBlueIIZUKA実行委員会	WarmBlueIIZUKAオンラインセミナー	発達障がいの療育に携わる支援者・保護者を対象としたオンラインセミナーの開催	新規
4		200,000円 （273,581円）	agrieen	わくわく農業体験をやってみよう！！明星寺編	遊休農地を活用した、農作業体験活動	新規
5		200,000円 （493,749円）	NPO法人　サカエ会	あなたの一枚	小中学生が地域の知らなかった場所などを見つけ、スマホ等で撮影した写真のフォトコンテストを実施	新規
1	コミュニティ	200,000円 （400,000円）	幸袋まちづくり研究会	幸袋まち まちづくり協議会ホームページ制作事業	市内外に幸袋地区の魅力をPRするため活動内容やイベント情報等を掲載したホームページを『学生団体 MatRix』と共同で制作する	新規
1	コラボ	300,000円 （401,374円）	本のソムリエ団長・世話人会 川筋太鼓保存会	本物との出会いが未来を拓く −文化と芸術の町飯塚で−	本物の質的に高い文化・芸術体験事業	継続 2年目
2		300,000円 （488,410円）	特定非営利活動法人ふれあいフードバンク飯塚 二瀬地区まちづくり協議会	フードバンク事業	企業等から寄贈された食品を、支援を必要とする個人や福祉団体に無償提供する	新規
3		300,000円 （445,700円）	鯰田浦田活性化プロジェクト たのしいげいじゅつ	飯塚を元気に！鯰田浦田から町おこしプロジェクトVOL.1	浦田小唄の周知と地域アーティストのオブジェの展示により鯰田浦田地区から明るいまちづくり運動を興していく	新規

人権推進対策関係補助金、負担金交付団体（目的、規約、決算書）について

人権・同和政策課

団　　体　　名	資　料　名	ページ
部落解放同盟飯塚市協議会	1　部落解放同盟飯塚市協議会規約	28
	2　2021年度（令和3年度）部落解放同盟飯塚市協議会活動報告	30
	3　2021年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書	32
全日本同和会福岡県連合会 飯塚支部協議会	1　全日本同和会飯塚支部協議会規約	33
	2　令和3年度事業報告書	34
	3　令和3年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会決算書	34
飯塚人権擁護委員協議会	1　飯塚人権擁護委員協議会会則	35
	2　令和3年度収支決算書	37
福岡県隣保館連絡協議会	1　福岡県隣保館連絡協議会会則	37
	2　2021年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算	39
嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会	1　嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則	39
	2　2021年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書	40
人権・同和政策課	人権推進事業決算書（3年間）	41

部落解放同盟飯塚市協議会
規　約

第１章　総則

第１条

本会は部落解放同盟飯塚市協議会と称し、事務所を福岡県飯塚市伊岐須８６９－１に置く。

第２条

本会は部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする。

第３条

本会は飯塚市内の部落を拠点とし、前条の目的を達成するために活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人々との連帯をめざす。

第２章　同盟員

第４条

部落解放同盟の綱領、並びに本会の規約を承認し、別に定める所定の手続きを経て、本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。

第５条

本会を脱退しようとする者は、所定の脱退届を提出し、各級機関の承認を受けなければならない。所定の手続きを経ずに脱退した者、または長期にわたって同盟費を滞納し、その義務を放棄したものは除籍処分とする。

第６条

同盟員は支部に所属することとし、所定の同盟費を納め、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、諸集会に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

なお、支部外に居住する部落出身者が同盟員になる場合は、近隣の支部に所属するか、直轄同盟員になることができる。ただし、直轄同盟員は役員に選ばれない。

本会の目的に賛同し、同盟員としての趣旨を理解して活動する者は賛助会員とすることができる。ただし、本会の役員には選ばれない。

第３章　組織

第７条

本会の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位として、１０名（世帯）以上の同盟員をもって組織することができる。ただし、少数点在部落について、複数の部落を単位として支部を組織することができる。

また、１０世帯未満の部落においても単独で支部を組織することもできる。

これらの場合、市協委員会の決定並びに県連の審査決定と中央本部の承認をうけなければならない。

第８条

支部を組織するときは、支部登録申請書、支部員名簿、支部役員名簿、支部規約を提出し、市協委員会の承認を得て県連に提出し、中央本部の承認を要する。

第９条

本会は円滑な目的達成のために次の区分に掲げる支部統括を置く。支部統括は地域内の支部への連絡徹底、機関誌の配送や日常での同盟員の相談活動・市協への連絡などにあたり、執行権を有しない。

・飯塚地区支部統括・筑穂地区支部統括・穂波地区支部統括
・頴田地区支部統括・庄内地区支部統括

第４章　機関

第１０条

本会に次の機関を置く。

１　定期大会
２　市協委員会
３　執行委員会
４　統制委員会
５　財務委員会

第１１条

大会は本会の最高決議機関であって、市協委員会の決定に基づき毎年１回、執行委員長が召集する。

但し、市協委員会が必要と認めて決定したときは、または同盟員の３分の１以上の申請があったときは、臨時大会を招集しなければならない。

第１２条

大会は各支部から選出された代議員及び市協委員・役員をもって構成する。

代議員定数及び選出方法は、市協委員会で決定する。

第１３条

大会は代議員定数の３分の２以上の出席をもって成立し、大会構成員の過半数をもって決議する。

第１４条

執行委員・市協委員の定数は規定で定める。

第１５条

市協委員会は大会に次ぐ決議機関であって、各支部統括より選出された委員をもって構成し、執行委員長が必要と認めたとき召集する。但し、市協委員総数の３分の１以上の請求があったときは速やかに召集しなければならない。

第１６条

市協委員会は市協委員・執行委員をもって構成し、その決定事項については大会に対して責任を負う。決議については第１３条に準ずる。

第１７条
　執行委員会は本会の執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、財務委員長、執行委員をもって構成し、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

第１８条
　執行委員会のもとに書記局を設置し、部・局及び各種委員会を設けることができる。書記局及び各種委員会の構成員は執行委員会の決定に基づき、執行委員長が任免する。

第１９条
　執行委員会は大会及び市協委員会の諸決定を執行し、その執行について大会及び市協委員会に対して責任を負う。

第２０条
　財務委員会は財務委員をもって構成し、必要に応じて財務委員長が招集する。
財務委員会は市協委員会の提起により本会の財務について審議し、決定することができる。但し、これを市協委員会に報告し承認を受けるものとする。

第２１条
　統制委員会は統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が召集する。
　統制委員長は統制委員の互選によるものとする。
　統制委員会は執行委員会の提起により規律に違反する行為等を審査し、それに対する処分を決定して、大会に報告するものとする。

第２２条
　会計監査は本会の会計事務の監督・経理の監査をおこない、これを大会に報告するものとする。

第５章　役員
第２３条
　本会に次の役員を置く。

１	執行委員長	１名
２	副執行委員長	２名以内
３	書記長	１名
４	財務委員長	１名
５	執行委員	若干名
６	会計監査	３名
７	統制委員	５名
８	財務委員	５名

第２４条
　執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を総括統理する。
副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときはこれを代行する。
書記長は本会の業務を統轄し、書記局・各部署の業務遂行にあたる。
財務委員長は本会の会計を司る。
執行委員は執行委員会の職務を分掌する。
会計監査は本会の会計事務を監査する。
統制委員は本会の統制事案を処理する。
財務委員は本会の財務事案を処理する。

第２５条
　役員の任期は２年とし、役員選出については役員選挙規定による。
ただし、再任はさまたげない。

第６章　会計
第２６条
　本会の会計は同盟会費、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。
会計事務処理においては会計事務の適切をはかる。

第２７条
　本会の会計年度はその年の４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第２８条
　本会の予算と決算は大会の承認を要する。

第７章　規律
第２９条
　本会の名誉を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わない等の行為ある同盟員は市協統制委員会で審査し、「除名」・「除籍」・「除籍勧告」・「活動停止」・「役職停止」・「戒告」その他の統制処分をおこない、また解除することができる。ただし、除名処分については県連統制委員会を経由して、中央統制委員会の審査確認を必要とする。尚、活動停止や役職停止処分は２年を限度とする。
　統制処分を受け、不服の場合は県連統制委員会に抗告することができる。

第３０条
　機関の決定に従わない等の重大な組織違反行為のある支部統括もしくは支部に対して、市協委員会の決定により組織の解散、機関解体、機関活動停止その他の組織統制処分を行い、また解除することができる。

第８章　付則
第３１条
　市協委員会の決定により本会に顧問を置くことができる。顧問は執行委員会の諮問に応じて助言するものとし、重要事項につき建議することができる。

第３２条
　本会の諸規定の改廃は市協委員会の決議を要する。

第３３条
　本規約の改廃については大会出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

第３４条

支部規約は本会の規約に準ずるものとする。

第３５条

本規約は決定と同時に効力を発する。

２００８年４月　６日　第１回定期大会において決定した。
２０１０年４月２５日　第３回定期大会において一部改正した。
２０１１年４月　９日　第４回定期大会において一部改正した。

２０２１年度（令和３年度）部落解放同盟飯塚市協議会活動報告

１　各種会議・研修会

会議・集会・研修	開　催　日	開 催 場 所	出席者	備　　考
定期大会	２０２１．４．９	伊岐須会館	１９名	第１４期定期大会
福岡県委員会	2021．10.18	県連解放センター	４名	第７１期第１回県委員会
	２０２１．１２．７	県連解放センター	４名	第７１期第２回県委員会
飯塚市協委員会	２０２１．６，１７	伊岐須会館	１６名	第１４期第１回市協委員会
	２０２１．１０．７	伊岐須会館	１７名	第１４期第２回市協委員会
	２０２１．１２．９	伊岐須会館	１５名	第１４期第３回市協委員会
	２０２２．２．１５	伊岐須会館	１６名	第１４期第４回市協委員会
執行委員会	２０２１．４．１	市協事務所	５名	第１３期第１３回執行委員会
	２０２１．５．６	市協事務所	３名	第１４期第１回執行委員会
	２０２１．６．１	市協事務所	５名	第１４期第２回執行委員会
	２０２１．７．９	市協事務所	４名	第１４期第３回執行委員会
	２０２１．８．４	市協事務所	５名	第１４期第４回執行委員会
	２０２１．９．１	市協事務所	５名	第１４期第５回執行委員会
	２０２１．１０．１	市協事務所	５名	第１４期第６回執行委員会
	２０２１．１１．１	市協事務所	５名	第１４期第７回執行委員会
	２０２１．１２．１	市協事務所	５名	第１４期第８回執行委員会
	２０２２．１．５	市協事務所	５名	第１４期第９回執行委員会
	２０２２．２．１	市協事務所	５名	第１４期第１０回執行委員会
	２０２２．３．１	市協事務所	５名	第１４期第１１回執行委員会
	２０２２．３．１８	市協事務所	５名	第１４期第１２回執行委員会
	２０２２．３．３１	市協事務所	５名	第１４期第１３回執行委員会
財務委員会	２０２１．４．８	伊岐須会館	７名	第１３期第２回財務委員会
	２０２１．４．２１	伊岐須会館	６名	第１４期第1回財務委員会
	２０２１．１２．１６	伊岐須会館	８名	第１４期第2回財務委員会
大会運営委員会	２０２１．４．９	市協事務所	６名	第１３期第２回大会運営委員会
	２０２２．３．７	伊岐須会館	６名	第１４期第１回大会運営委員会
統制委員会	２０２１．４．５	伊岐須会館	５名	第１回統制委員会
人権のまちづくり				
	２０２１．４．１９	穂波人権センター	１名	穂波地区小中校長会
	２０２１．７．１６	嘉穂総合高校	１名	嘉飯地区県立高等学校人権・同和教育会議
	２０２１．１０．８	飯塚市役所	１名	第１回飯塚市定数検討委員会
	２０２１．１１．１	福岡市	２名	教育セクション交渉
	２０２１．１２．３	嘉穂東高校	１名	第２回嘉飯桂地区県立高等学校同和教育推進協議会

子ども支援	2021. 12.8	飯塚市役所	1名	第2回飯塚市定数検討委員会
	2021. 12.13	穂波人権センター	2名	穂波東・西中学校定数要求
	2021.12. 14	伊岐須会館	3名	筑豊教育事務所との協議
	2022. 1.17	飯塚市役所	1名	第3回飯塚市定数検討委員会
	2022. 1.27	福岡県庁	1名	小中定数要請
	2022. 2.9	椋本小学校	1名	高田・椋本小6年生差別学習会
女性支援	2021. 4. 12	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク役員会
	2021. 4. 19	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク常任理事会
	2021. 4. 24	コミュニティセンター	3名	男女共同参画推進ネットワーク総会
	2021. 5. 7	市役所	1名	男女共同参画推進委員会
	2021. 5. 10	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第1回役員会
	2021. 5. 24	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第1回常任理事会
	2021.6. 14	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第2役員会
	2021.6. 21	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2021.6. 28	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第2回常任理事会
	2021. 7.5	コミュニティセンター	1名	第15回サンクスホーラム実行委員会
	2021. 7.7	飯塚市役所	1名	第2回飯塚市プラン策定専門部会
	2021. 7.12	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第3役員会
	2021. 7.19	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2121.7. 26	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第3回常任理事会
	2021. 7.30	飯塚市役所	1名	第3回飯塚市プラン策定専門部会
	2021. 8.2	コミュニティセンター	1名	第15回サンクスフォーラム第2回実行委員会
	2021. 10.4	コミュニティセンター	1名	第15回サンクスフォーラム第3回実行委員会
	2021. 10.11	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第5役員会
	2021. 10.18	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2021. 10.25	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第4回常任理事会
	2021. 11.4	解放センター	1名	部落解放共闘福岡県民会議第7回幹事会
	2021. 11.8	解放センター	1名	県連女性部長・女性対策部長会議
	2021. 11.9	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第6回役員会
	2021. 11.15	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2021.11. 22	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第5回常任理事会
	2021. 12.4	コミュニティセンター	3名	第15回サンクスフォーラム講演会
	2021. 12.6	解放センター	1名	部落解放共闘福岡県民会議第1回幹事会
	2021.12. 14	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第7回役員会
	2021. 12.20	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第6回常任理事会
	2022. 1.11	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第8回役員会
	2022. 1.17	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2022. 1.24	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第7回常任理事会
	2022. 2.8	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第9回役員会
	2022. 2.21	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2022. 2.28	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第8回常任理事会
	2022. 3.15	コミュニティセンター	1名	男女共同参画推進ネットワーク第10回役員会
	2022. 3.22	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワークホップの会
	2022. 3.28	コミュニティセンター	2名	男女共同参画推進ネットワーク第9回常任理事会
高齢者支援	2021. 4. 28	飯塚市役所	1名	飯塚市高齢社会対策推進協議会
	2021. 10.17	各統括	15名	高齢者配食サービス
	2022. 3.13	各統括	15名	高齢者配食サービス
人材育成	2021. 7. 8	伊岐須会館	7名	第13期第1回青年部活動者会議
	2022. 3. 22	伊岐須会館	6名	第13期第2回青年部活動者会議
人権救済法	2021.10. 28	東京都	2名	部落解放・人権確立要求第1次中央集会
産炭地関係	2021. 4. 6	吉田支部集会所	3名	県土整備事務所との協議
	2021. 4. 15	福岡市	1名	三局長交渉
	2021. 4. 22	伊岐須会館	2名	県土整備事務所との協議
	2021. 4. 23	伊岐須会館	1名	福岡労働局との協議
	2021. 4. 30	伊岐須会館	3名	県土整備事務所との協議
	2021. 5. 7	伊岐須会館	3名	県土整備事務所との協議
	2021. 5. 10	伊岐須会館	1名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2021. 5. 13	伊岐須会館	3名	県土整備事務所との協議
	2021. 5. 18	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
	2021. 5. 20	吉田支部集会所	3名	県土整備事務所との協議
	2021. 5. 25	秋松ポンプ場	4名	国土交通省ポンプ車試運転
	2021. 6. 4	市協事務所	1名	県土整備事務所との協議
	2021. 6. 8	市協事務所	2名	国土交通省との協議
	2021. 6. 17	市協事務所	3名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2021. 6. 24	市協事務所	1名	ＪＲ九州との協議
	2021. 6. 25	伊岐須会館	3名	ジョグメックとの協議
	2021. 6. 28	伊岐須会館	1名	九州運輸局との協議
	2021. 7. 7	市協事務所	1名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2021. 7. 8	伊岐須会館	1名	福岡労働局との協議
	2021. 7. 13	福岡市	1名	産炭地7機関交渉
	2021. 7. 15	氷屋公民館	3名	氷屋歩道拡幅についての協議
	2021. 7. 19	筑穂元吉	3名	鉱害現状確認立会
	2021. 7. 27	伊岐須会館	2名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2021. 8. 2	筑穂元吉	3名	鉱害現場掘削工事立会
	2021. 8. 25	伊岐須会館	2名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2021. 8. 26～27	筑穂支部地区	5名	特定鉱害申出物件現地調査
	2021. 9. 7	花瀬地区	2名	赤水現地調査
	2021. 9. 27	福岡市	1名	ジョグメック（7機関）との交渉

	2021.11.15	うすい人権啓発センター	1名	産炭地委員会と県労働局との意見交換会
	2021.12.20	伊岐須会館	1名	ＪＲ九州との協議
	2021.12.22	市協事務所	2名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2022.1.14	市協事務所	2名	福岡県土事務所との協議
	2022.1.17	市協事務所	2名	特定鉱害復旧事業センターとの協議
	2022.1.18	うすい人権啓発センター	1名	産炭地委員会と企画・地域振興部との協議
	2022.1.21	伊岐須会館	2名	国土交通省との協議
	2022.1.28	市協事務所	1名	福岡県土事務所との協議
	2022.2.3	伊岐須会館	2名	福岡県土事務所との協議
	2022.2.7	市協事務所	1名	福岡県土事務所との協議
労働対策	2021.7.2	稲築試耕館高校	1名	第１回就職対策会議
	2021.7.7	飯塚職業安定所	1名	嘉飯桂地区就職問題連絡協議会第１回運営委員会
	2021.10.25	飯塚職業安定所	1名	新規中卒者進路指導会議
	2021.11.5	立岩人権啓発センター	1名	第３回就職対策会議
	2021.12.3	解放センター	1名	第７１期第１回企業対策部長会議
その他	2021.10.21	福岡市	2名	環境整備セクション交渉
	2021.10.28	福岡市	2名	生活セクション交渉
	2021.11.4	福岡市	2名	総括セクション交渉
	2021.11.11	伊岐須会館	9名	支部統括代表者会議
	2022.2.28	伊岐須会館	9名	支部統括代表者会議
研修会	2021.6.17～18		1名	第４６回部落解放・人権西日本夏期講座（オンライン）
	2021.11.9		1名	部落解放研究第５４回全国集会（録画配信）
	2021.11.29～～		2名	人権社会確立第４０回全九州研究集会（録画配信）
	2022.3.3～4	ロームシアター京都	2名	全国水平社創立１００周年記念行事

2021年度　部落解放同盟飯塚市協議会決算書

（2021年4月1日～2022年3月31日迄）

【歳入の部】　　単位：円

区分	予算額 A	決算額 B	決算額の予算額に対する増減比較 B-A
1 繰越金	5,800	5,800	0
2 会費	3,650,400	3,672,000	21,600
3 飯塚市補助金	20,028,000	13,560,470	-6,467,530
4 カンパ金	100,000	35,000	-65,000
5 雑収入	10,000	1,363	-8,637
計	23,794,200	17,274,633	-6,519,567

【歳出の部】

区分		予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)	補助対象 E	補助対象外 F	不用額 G(=C-D)
1 人件費		8,561,600	0	8,561,600	8,223,991	8,223,991	0	337,609
	①専従役員給与	7,040,000		7,040,000	7,040,000	7,040,000		0
	②通勤費	82,200		82,200	82,200	82,200		0
	③保険料	1,079,400		1,079,400	861,791	861,791		217,609
	④非常勤役員行動費	360,000		360,000	240,000	240,000		120,000
2 事務所費		1,464,800	126,215	1,591,015	1,591,015	1,576,298	14,717	0
	①維持費	400,000	△ 4,054	395,946	395,946	395,946		0
	②消耗品費	300,000	38,179	338,179	338,179	338,179		0
	③食糧費	40,000	△ 27,136	12,864	12,864	0	12,864	0
	④委託料	1,000	△ 1,000	0	0	0		0
	⑤通信費	300,000	△ 18,670	281,330	281,330	281,330		0
	⑥印刷製本費	5,000	△ 5,000	0	0	0		0
	⑦賃借料	388,800	104,280	493,080	493,080	493,080		0
	⑧備品費	10,000	△ 10,000	0	0	0		0
	⑨事務所費その他	20,000	49,616	69,616	69,616	67,763	1,853	0
3 会議費		690,000	△ 126,215	563,785	251,840	251,840	0	311,945
	①県委員会	90,000		90,000	23,840	23,840		66,160
	②市協委員会その他	600,000	△ 126,215	473,785	228,000	228,000		245,785
4 事業費		6,874,560	0	6,874,560	2,401,431	1,758,240	643,191	4,473,129
	①人権のまちづくり	158,000		158,000	120,000	120,000		38,000
	②子ども支援	210,000		210,000	22,900	22,900		187,100
	③女性支援	720,000		720,000	439,100	439,100		280,900
	④高齢者支援	720,000		720,000	115,200	115,200		604,800
	⑤人材育成	605,000		605,000	120,000	120,000		485,000
	⑥人権救済法	147,200		147,200	142,920	142,920		4,280
	⑦産炭地関係	410,000		410,000	59,340	59,340		350,660
	⑧研修会費	2,640,000		2,640,000	179,000	179,000		2,461,000
	⑨費用弁償	70,000		70,000	42,000	42,000		28,000
	⑩その他の行動	1,100,000		1,100,000	1,081,780	517,780	564,000	18,220
	⑪教宣費	5,000		5,000	0	0		5,000
	⑫狭山	50,000	△ 36,851	13,149	2,980	0	2,980	10,169
	⑬書籍費	39,360	36,851	76,211	76,211	0	76,211	0
5 大会費		893,800	0	893,800	0	0	0	893,800
	①市協大会	50,000		50,000	0	0		50,000
	②県連大会	159,200		159,200	0	0		159,200
	③全国大会	684,600		684,600	0	0		684,600
6 調査費		2,028,000	0	2,028,000	1,982,756	1,750,101	232,655	45,244
	①地区統括調査費	2,028,000		2,028,000	1,982,756	1,750,101	232,655	45,244
7 負担金		3,187,800	0	3,187,800	2,737,800	0	2,737,800	450,000
	①県連会費	2,737,800		2,737,800	2,737,800	0	2,737,800	0
	②負担金	450,000		450,000	0	0		450,000
8 渉外費		60,000	0	60,000	60,000	0	60,000	0
	①渉外費	40,000	△ 10,000	30,000	30,000	0	30,000	0
	②慶弔費	20,000	10,000	30,000	30,000	0	30,000	0
9 予備費	①予備費	33,640		33,640	0	0		33,640
計		23,794,200	0	23,794,200	17,248,833	13,560,470	3,688,363	6,545,367

歳入　17,274,633
－歳出　17,248,833
繰越　25,800

2022年4月1日　会計監査済
監査委員
監査委員
監査委員

全日本同和会飯塚支部協議会 規約

（総則）

第１条　本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第２条　本会の事務所は飯塚市内に置く。

（目的及び運動）

第３条　本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

１　社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。

２　地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。

３　婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

（組織）

第５条　本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第６条　会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第７条　本会に次の役員を置く。

１　支部長　　１名

２　副支部長　　１名

３　会計　　１名

４　会計監査　　２名

５　執行委員　　１０名以内

第８条　支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する

第９条　支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

３　会計は本会の会計全般を担当する。

４　会計監査は本会の会計を監査する。

第10条　役員の任期は２年とする。ただし再選は妨げない。

２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会計）

第11条　本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条　本会の会計は、毎年４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わる。

第13条　本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。

第14条　本会の会費は月額４００円とし、年額４，８００円を会計年度内に納付するものとする。

（その他）

第１５条　旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

（付則）

本規約は、平成１９年４月１日より実施する。

全日本同和会　福岡県連合会　飯塚支部協議会

令和3年度　事業報告書

月	会議名	会催場所	開催日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	0日	0名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市	25日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
5月	青年部理事会	東京	18日	1名
	第６１回全国大会	東京	19日	6名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	30日	2名
6月	福岡県連合理事及び支部長会議	北九州市	6日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
7月	青年部研修会	大阪	14日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
8月	女性部正副部長会議	京都	19日	1名
	女性部理事会	京都	19日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
9月	九州連合会研修大会	大分	6日	3名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	26日	3名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
１０月	女性部研修会	京都	21日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
１１月	総務組織教育対策委員会議	広島	4日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	28日	2名
１２月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	2日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	0日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	30日	2名
2月	青年部正副部長会議	東京	15日	1名
	全国合同研修大会	東京	17日	4名
	小峠東地区人権研修会	飯塚市	0日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	27日	2名
3月	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	26日	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	27日	12名

令和３年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【歳 入 の 部】　（単位:円）

項目		費目	予算額 A	決算額 B	備考	決算額の予算額に対する増減比較B-A
1	前年度繰越金	1 前年度繰越金	7,362	7,362		0
2	市補助金	1 市補助金	2,548,000	2,548,000		0
3	会費	1 会費	432,000	432,000	【自主財源】400円×12月×90人	0
4	雑入	1 預金利子等	10	10	【自主財源】	0
合計			2,987,372	2,987,372		0

【歳 出 の 部】　（単位:円）

項目		費目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)	補助対象 E	補助対象外 F	備考	不用額 G(=C-D)
1	行動費	（小計）	728,000	0	728,000	728,000	728,000	0		0
		1 役員専従行動費	728,000	0	728,000	728,000	728,000		支部長　16,000円×12ヶ月×1人 副支部長　8,000円×12ヶ月×1人 会計　8,000円×12ヶ月×1人 執行委員　4,000円×12ヶ月×7人 監査　4,000円（年額）×2人	0
2	旅費	（小計）	1,465,000	3,800	1,468,800	1,468,800	1,404,300	64,500	一部自主財源	0
		1 大会旅費	400,000	△ 1,300	398,700	398,700	376,200	22,500	九州・全国大会等 研修旅費へ流用	0
		2 研修旅費	610,000	8,300	618,300	618,300	588,300	30,000	全国研修、九州地区研修等 旅費、予備費より流用	0
		3 会議旅費	455,000	△ 3,200	451,800	451,800	439,800	12,000	支部三役、執行委員会議等 研修旅費へ流用	0
								0	会議費以会費等は自主財源	0
3	活動費	（小計）	352,000	0	352,000	342,000	342,000	0		10,000
		1 青年部	134,000	0	134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
		2 女性部	134,000	0	134,000	134,000	134,000	0	地域活動	0
		3 老人部	74,000	0	74,000	74,000	74,000	0	地域活動	0
		4 研修会費	10,000		10,000	0	0	0	地域での人権学習会等　中止	10,000
4	事務局費	（小計）	180,000	17,458	197,458	197,458	73,700	123,758	一部自主財源	0
		1 事務消耗品等	180,000	17,458	197,458	197,458	73,700	123,758	予備費より流用	0
5	慶弔費	（小計）	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	自主財源	0
		1 慶弔費	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000		0
										0
6	地協負担金	（小計）	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	自主財源	0
		1 地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000	200円×12ヶ月×90人	0
						0	0			0
7	予備費	（小計）	36,372	△ 21,258	15,114	0	0	0		15,114
		1 予備費	36,372	△ 21,258	15,114	0	0	0		15,114
合計			2,987,372	0	2,987,372	2,962,258	2,548,000	414,258		25,114

収入済額　2,987,372　円　－　支出済額　2,962,258　円　＝　25,114　円　（繰越金）

令和4年3月31日　上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査　　会計監査

飯塚人権擁護委員協議会会則

第１章　名称及び事務所

第１条　本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第２条　本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

（１）自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項

（２）民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項

（３）人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集

（４）人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表

（５）人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること

（６）人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項

（７）その他目的達成に必要な事項

第３章　組　織

第５条　本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

第４章　役　員

第６条　本会に次の役員を置く。

会　長	１人
副会長	２人以内
常務委員	１３人以内
事務局長	１人
監　事	２人

第７条　常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

２　常務委員は、原則として飯塚市から７人以内、嘉麻市から４人以内、桂川町から１人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに１人常務委員を選出することができる。

３　会長及び副会長は、常務委員会において選出する。

４　事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。

なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。

５　監事は、常務委員会において選任する。

第８条　会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

３　副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。

４　常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。

５　監事は、本会の会計を監査する。

第９条　本会の役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第１０条　本会に顧問を若干名置くことができる。

２　顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。

３　顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

第５章　会　議

第１１条　本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第１２条　本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第１３条　総会は、毎年１回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第１４条　常務委員会は、必要に応じて開催する。

第１５条　会議は、構成員の２分の１以上の出席がなければこれを開催することができない。

第１６条　会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第１７条　会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第１８条　会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第１９条　常務委員会は下記の事項を処理する。

（１）本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項

（２）総会に附議すべき事項

（３）総会から附託された事項

（４）その他会長において必要と認めた事項

第２０条　総会には下記の事項を附議する。

（１）会則の変更に関する事項

（２）収支の予算及び決算に関する事項

（３）事業計画に関する事項

（４）財産の処分に関する事項

（５）その他本会の運営についての重要な事項

第２１条　福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第２２条　本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第２３条　本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

第６章　部　会

第２４条　本会に同和問題専門部会、高齢者・障がい者問題専門部会、男女共同参画部会、子どもの人権専門部会を設ける。

２　委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者・障害者問題専門部会、男女共同参画部会及び子どもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。

３　各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会に出席することができる。

第７章　会　計

第２５条　本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする

３　本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

第８章　事　務　局

第２６条　本会の事務を処理するために事務局を置く。

２　事務局の規定は、別にこれを定める。

第９章　会則の変更

第２７条　本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。

附　則

この会則は、昭和２８年　５月２０日から施行する。
この会則は、昭和６２年　６月１９日から施行する。
この会則は、昭和６３年　５月１３日から施行する。
この会則は、平成　元年　５月３０日から施行する。
この会則は、平成　４年　５月２０日から施行する。
この会則は、平成　４年１１月１２日から施行する。
この会則は、平成　９年　５月２３日から施行する。
この会則は、平成１１年　５月２１日から施行する。
この会則は、平成１３年　５月１８日から施行する。
この会則は、平成１５年　５月２３日から施行する。
この会則は、平成１６年　５月２１日から施行する。
この会則は、平成１９年　５月１１日から施行する。
この会則は、平成２１年　５月１５日から施行する。
この会則は、令和　３年　４月２３日から施行する。
この会則は、令和　４年　４月２７日から施行する。

令和３年度収支決算書

収入の部　　単位：円

項目		予算額	決算額	増減	摘要
①前年度繰越金		76,164	76,164	0	
②助成金	飯塚市	843,000	843,000	0	
	嘉麻市	246,000	246,000	0	
	桂川町	88,000	88,000	0	
③雑収入		1,000	5	△ 995	預金利息
合計		1,254,164	1,253,169	△ 995	

支出の部

項目		予算額	決算額	増減	摘要
①啓発活動費	(1)活動費	717,000	716,523	477	人権の花啓発活動（5校）、中学生人権作文審査・表彰（16校）、各種人権教室活動 人権擁護委員の日・人権週間啓発活動　など
	(2)部会費	120,000	137,698	△ 17,698	各部会啓発活動
	(3)諸謝金	30,000	10,000	20,000	研修会時講師謝礼
	小計	867,000	864,221	2,779	
②会議費	(1)総会費	20,000	19,015	985	総会に係る経費
	(2)会議費	100,000	79,935	20,065	常務委員会その他各種会議に係る経費
	小計	120,000	98,950	21,050	
③研修費	(1)研修費	70,000	68,567	1,433	研修用DVD・研修に係る経費
	(2)図書資料費	10,000	11,110	△ 1,110	参考図書等
	(3)人権ふくおか費	20,000	18,110	1,890	
	(4)人権のひろば費	7,000	6,161	839	
	小計	107,000	103,948	3,052	
④事務費	(1)通信費	50,000	50,000	0	連絡用切手・葉書
	(2)事務用品費	60,000	59,547	453	事務用品・パソコンインク等
	小計	110,000	109,547	453	
⑤負担金		45,000	43,530	1,470	県連負担金
⑥予備費		5,164	0	5,164	
合計		1,254,164	1,220,196	33,968	

収入額　　支出額　　差引残高

1,253,169円　－ 1,220,196円　＝　32,973円

令和 4 年 4 月 14 日　　監査の結果、上記のとおり違いないことを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

（名　称）

第１条　この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

（目　的）

第２条　この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一　隣保事業に関する連絡調整
二　隣保事業に関する調査研究
三　隣保事業担当職員の研修
四　そのほか目的を達成するために必要な事業

（組　織）

第４条　この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟ずる。

２　この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。

３　地域ブロックに関する事項は、別に定める。

（役　員）

第５条　この会に、次の役員をおく。

一　会　長　　１名
二　副会長　　若干名
三　理　事　　若干名
四　監　査　　２名

２　会長は各地域ブロック会長の中から互選により選出し、総会で承認する。

３　副会長は各ブロック会長とし、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

４　理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

５　理事及び監査は、兼ねることができない。

（役員の職務）

第６条　会長は、この会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

３　理事は、会務の執行を決定する。

４　監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

（役員の任期）

第７条　役員の任期は２年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

２　役員の再任は、これを妨げない。

（部　会）
第８条　この会には、第２条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。
２　専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。
（顧　問）
第９条　この会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
３　顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。
（事務局）
第１０条　この会の事務を処理するために事務局をおく。
２　事務局は会長の指定するところに置く。
３　事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。
（会　議）
第１１条　この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。
２　総会は、第４条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。
一　事業計画及び予算の決定に関する事項
二　事業報告及び決算の承認に関する事項
三　その他総会で承認すべき事項
３　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。
一　総会の議決した事項の執行に関する事項
二　総会に付議すべき事項
三　そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
４　役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。
（会議の開催）
第１２条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。
３　理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
（議決等）
第１３条　会議は、その構成員の２分の１以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（書面評決）
第１４条　会議が開催不能と予測される場合、書面をもって表決することができる。
２　書面評決は、会議の構成員の過半数の同意をもって決する。
（経　費）
第１５条　この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
（分担金）
第１６条　第４条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

（会計年度）
第１７条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（会則の変更）
第１８条　この会則は、総会において出席者の３分の２以上の同意がなければ変更することができない。
（委　任）
第１９条　この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附　則
この会則は、昭和４６年６月２５日から施行する。

一部改正

昭和４７年８月３０日	平成１５年５月　９日
昭和４８年５月１８日	平成２０年５月　９日
昭和５０年５月１５日	平成２２年４月２３日
昭和５２年５月１３日	平成２６年４月２８日
昭和５４年５月１１日	平成２９年４月２８日
平成　元年４月２５日	２０２０年４月２８日
平成　３年４月２３日	２０２１年５月１４日
平成１２年６月　１日	

2021年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算
(2021. 4. 1～2022. 3. 31)

1 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

科　　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,130,000	0	5,130,000	5,130,000	0	館長のみ7館×5万 指導職員配置68館×7万
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入	50	△ 27	23	23	0	預金利息
4 繰越金	765,863	0	765,863	765,863	0	前年度繰越金
収 入 合 計	7,805,913	△ 27	7,805,886	7,805,886	0	

(支出の部)

(単位:円)

科　　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 負担金	3,700,000	△ 50,000	3,650,000	3,433,000	217,000	全隣協負担金、九ブロ負担金、 研修負担金
2 旅費	900,000	△ 300,000	600,000	448,840	151,160	理事会、女性代表者会議 研修・委員会への参加(宿泊費等)
3 報償費	90,000		90,000	90,000	0	研修会講師謝金
4 消耗品費	100,000		100,000	55,051	44,949	文具等
5 通信運搬費	70,000	50,000	120,000	113,292	6,708	郵送料、インターネット通信料
6 使用料及び賃借料	60,000		60,000	17,560	42,440	事務所管理費及び研修会場代
7 事務局費	2,810,000		2,810,000	2,789,642	20,358	事務局賃金、通勤費、社会保険料、 雇用保険料、退職金積立
8 繰出金	10,000	300,000	310,000	310,000	0	50周年記念事業費 特別会計へ
9 予備費	65,913	△ 27	65,886	0	65,886	
支 出 合 計	7,805,913	△ 27	7,805,886	7,257,385	548,501	

収入合計　7,805,886円 － 支出合計　7,257,385円 ＝　548,501円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部)

(単位:円)

科　　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	1,197,513	0	1,197,513	1,197,513	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	300,000	310,000	310,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	200	△ 186	14	14	0	預金利息
収 入 合 計	1,207,713	299,814	1,507,527	1,507,527	0	

(支出の部)

科　　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	1,206,713	299,814	1,506,527	0	1,506,527	
支 出 合 計	1,207,713	299,814	1,507,527	0	1,507,527	

収入合計　1,507,527円 － 支出合計　0円 ＝　1,507,527円 翌年度へ繰越

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正　１９８３年７月１１日
改正　１９８７年７月３日
改正　２００６年８月３１日
改正　２０１１年９月２６日

(名称及び設置)
第１条　この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会（略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」）と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)
第２条　この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)
第３条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）隣保館事業に関する連絡調整
（２）隣保館事業に関する調査研究
（３）隣保館職員の研修
（４）その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)
第４条　この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)
第５条　この会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　１名
（３）書記　　１名
（４）監査　　２名
２　会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。
３　書記は会長が任命する。

(役員の職務)
第６条　会長はこの会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　監査はこの会の会計及び会務を監査する。

４　書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任することができる。

（会議）
第８条　この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

（会費）
第９条　この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。
２　前項の会費は、１館あたり年額１万円とする。

（会則の変更）
第10条　この会則は、６館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付　則
この会則は、１９７９年４月１日から施行する。
付　則
この会則は、１９８３年７月１１日から施行する。
付　則
この会則は、１９８７年７月３日から施行する。
付　則
この会則は、２００６年８月３１日から施行する。
付　則
この会則は、２０１１年４月１日から施行する。

2021年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書

歳　入　　（単位：円）

項　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	備　考
繰越金	147,807	0	147,807	147,807	前年度繰越金
分担金	60,000	0	60,000	60,000	各館負担金（10,000円×６館）
補助金	48,000	0	48,000	48,000	県隣協補助金（8,000円×６館）
雑収入	1,000	0	0	1	預金利息
歳入合計	256,807	0	255,807	255,808	

歳　出　　（単位：円）

項　目	予算額	補正額	予算現額	決算額	備　考
会議費	3,000	0	3,000	0	
研修費	153,000	0	153,000	101,240	九州Ｂ研修会参加旅費補助費（2名分・別紙）講師謝金 30,000円 等
需用費	5,000	0	5,000	0	
役務費	5,000	0	5,000	0	
交際費	3,000	0	3,000	0	
予備費	7,467	0	7,467	0	
歳出合計	176,467	0	176,467	101,240	

歳入合計　255,808
歳出合計　101,240
差引残金　154,568（2022年度へ繰越）

２０２２年　４月　５　日における監査の結果、上記のとおり相違ありません。

２０２２年　４月　５　日

（監　査）

（監　査）

人権推進事業決算書（3年間）

人権・同和政策課

（歳入）

（単位：千円）

科目名称	款	使用料及び手数料			県　支　出　金				諸　　収　　入					
	項	使　用　料		手数料	県 補 助 金			委 託 金	貸付金元利収入	雑　　入				
	目	総 務 使 用 料		総務手数料	総 務 費 補 助 金		教育費補助金	総務費委託金	総務費貸付金元利収入	雑　　入				
	節	総務管理使用料		総務管理手数料	総務管理費補助金		教育総務費補助金	総務管理費委託金	総務管理費貸付金元利収入	雑入（自己負担金）		雑入（その他負担金）	雑入	
	細節	人権啓発センター使用料	市有土地使用料	諸証明手数料	隣保館運営事業費補助金	地方改善施設整備費補助金	人権・同和問題啓発事業費補助金	地域人権啓発活動活性化事業委託金	専修学校	結婚支度金	各種講座参加者負担金	電話複写機使用料	施設使用負担金	自動車損害保険解約金等
令和元年度		103	101	0	27,133	6,345	4,466	113	378	36	372	0	4	22
令和2年度		34	114	－	27,133	8,336	3,688	48	161	37	227	0	6	－
令和3年度		41	126	－	27,133	－	3,065	73	71	0	151	0	4	6

科目名称	款	A. 歳入合計	B. 歳出合計	一般財源（B－A）
	項			
	目			
	節			
	細節			
令和元年度		39,073	241,441	202,368
令和2年度		39,784	228,075	188,291
令和3年度		30,670	189,663	158,993

（歳出）　　（単位:千円）

科目名称	款	総務費																
	項	総務管理費																
	目	人権推進費																
	節	給料	職員手当等	共済費	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	原材料費	備品購入費	負担金補助及び交付金	補償、補填及び賠償金	報酬	償還金利子及び割引料	公課費
令和元年度		27,699	13,736	9,194	11,853	1,366	12	4,009	2,277	2,840	1,713	25,792	39	90	22,758	－	－	785	7
令和2年度		27,500	14,605	9,181	－	1,497	154	3,180	1,741	3,658	1,186	46,611	－	564	15,555	12	10,517	342	－
令和3年度		27,569	14,017	9,128	－	1,438	145	3,712	1,498	3,899	667	582	19	26	17,199	－	10,327	155	8

科目名称	款	教育費											歳出合計
	項	教育総務費											
	目	人権教育費											
	節	給料	職員手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	公課費	
令和元年度		23,358	14,133	7,615	5,505	1,625	4,198	1,458	53,592	1,118	1,347	3,312	10	241,441
令和2年度		16,374	8,363	5,005	3,638	16	3,558	501	52,301	233	342	1,403	38	228,075
令和3年度		20,510	9,860	6,209	2,458	246	3,438	466	52,580	187	368	2,940	12	189,663

補助金交付同和団体の役員の活動状況（人件費、出勤、業務内容）について

人権・同和政策課

1. 人 件 費・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
2. 出勤状況・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
3. 業務内容・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表（2021年度）

【常勤役員】　（単位：日）

	書記長	財務委員長
4月	20	21
5月	18	16
6月	21	21
7月	20	17
8月	19	19
9月	17	19
10月	21	21
11月	19	19
12月	19	20
1月	18	18
2月	15	16
3月	18	21
計	225	228

※勤務時間　8:30～17:00

【非常勤役員】　（単位：日）

	委員長	副委員長
4月	21	0
5月	16	0
6月	20	0
7月	18	0
8月	17	0
9月	14	0
10月	17	0
11月	18	0
12月	19	0
1月	14	0
2月	15	0
3月	21	0
計	210	0

※令和3年度は副委員長空席

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告（2021年度）

（単位：件）

	相　談　項　目	相　談　件　数
1	就労相談	105
2	教育相談	46
3	生活相談	45
4	農業・商業相談	29
5	その他	3
合　　計		228

サン・アビリティーズいいづか維持補修費・指定管理委託料の推移（5カ年）

社会・障がい者福祉課

年度	指定管理委託料　（うち修繕料）	サン・アビリティーズいいづか管理費（直接経費）		維持補修費及び工事請負費内訳
		需用費	工事請負費	
平成29年度	20,737,860円　（1,079,860円）	0円	2,053,080円	（工事）高圧気中負荷開閉器取替工事 （工事）駐車場点字ブロック修繕工事 （工事）アーチェリーネット設置工事
平成30年度	20,712,281円　（1,054,281円）	0円	803,520円	（工事）体育室排煙装置改修工事
令和元年度	20,334,088円　（593,088円）	699,600円	0円	（維持補修）多目的室前トップライト廻り漏水修繕 （維持補修）駐車場点字ブロック維持修繕
令和2年度	20,875,299円　（1,041,218円）	781,000円	37,400,000円	（維持補修）バスケット台修繕（2箇所） （維持補修）車いす専用駐車場敷アスファルト修繕 （維持補修）自動火災報知設備受信機修繕 （工事）外壁及びプール屋根防水改修工事
令和3年度	20,849,359円　（1,045,540円）	495,000円	0円	（維持補修）研修室ドア取替修繕

民間保育士等職員の給与に関する資料

保 育 課

職員区分	人数（人）	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）
		平均給料年額（円）	平均給与年額（円）
常勤保育士	448	177,113	265,109
		2,125,353	3,181,308
非常勤保育士	109	93,944	109,163
		1,127,323	1,309,955

※「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
※保育士等の中には幼稚園教諭も含む。
※市内における私立保育所及び私立認定こども園を対象とした「賃金改善実績報告書」（令和3年度）に基づく。

児童クラブ運営状況(3年間)

学校教育課

児童クラブ名	令和元年度(4月1日)						令和2年度(4月1日)						令和3年度(4月1日)					
	児童数 ( )内障がい児数			支援員等数			児童数 ( )内障がい児数			支援員等数			児童数 ( )内障がい児数			支援員等数		
	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
二瀬	102 (1)		102 (1)	4		4	99		99	3	1	4	81 (2)		81 (2)	4		4
幸袋	121 (4)	34	155 (4)	3	3	6	129 (3)	55 (2)	184 (5)	4	4	8	125 (3)	49 (5)	174 (8)	4	2	6
立岩	174 (1)	60 (2)	234 (3)	5	5	10	186	67 (2)	253 (2)	6	3	9	190 (3)	67 (3)	257 (6)	6	4	10
飯塚東	124 (2)	51 (1)	175 (3)	6	2	8	117 (1)	65 (2)	182 (3)	8		8	114 (1)	44 (1)	158 (2)	7	1	8
飯塚	79	16	95	4		4	59	19 (1)	78 (1)	4		4	56 (1)	24 (1)	80 (2)	4		4
菰田	50 (1)	14	64 (1)	3		3	51 (1)	15	66 (1)	3		3	47	20 (1)	67 (1)	3		3
鯰田	48 (1)	15 (1)	63 (2)	3	1	4	60 (1)	9	69 (1)	3	1	4	69	14	83	4		4
片島	99 (1)	40	139 (1)	4	4	8	113 (1)	30	143 (1)	5	3	8	116 (2)	34 (1)	150 (3)	5	2	7
飯塚鎮西	147 (1)	42	189 (1)	6	2	8	146	40	186	7	2	9	156 (3)	30	186 (3)	7	1	8
伊岐須	45 (1)	57 (2)	102 (3)	3	3	6	38 (1)	61 (3)	99 (4)	3	3	6	39 (2)	52 (3)	91 (5)	4	2	6
高田	25 (2)	13	38 (2)	3		3	20 (2)	17	37 (2)	2	1	3	17 (1)	5	22 (1)	2	1	3
椋本	94 (1)	19 (1)	113 (2)	4		4	91 (1)	18	109 (1)	4		4	142 (1)	45	187 (1)	3	1	4
穂波東	152 (3)	65	217 (3)	10	1	11	147 (2)	55 (1)	202 (3)	8	1	9	82 (7)	17 (2)	99 (9)	7	1	8
若菜	87 (2)	26 (1)	113 (3)	4	2	6	70 (1)	28 (1)	98 (2)	4	2	6	81 (1)	21	102 (1)	4	2	6
庄内	142 (2)	37	179 (2)	6	3	9	165 (1)	47 (1)	212 (2)	7	2	9	134 (1)	56 (1)	190 (2)	6	1	7
頴田	65 (2)	17 (1)	82 (3)	3	1	4	60 (2)	23 (2)	83 (4)	4		4	61 (3)	30 (3)	91 (6)	3	1	4
上穂波	60 (1)	18 (1)	78 (2)	3	1	4	69	25	94	3	2	5	59 (2)	23	82 (2)	4	1	5
大分	37 (1)	19	56 (1)	3		3	48	17	65	2	2	4	56	19	75	4		4
内野	12	9	21	2	1	3	10	4	14	2	1	3	13	3	16	2		2
合 計	1,663 (27)	552 (10)	2,215 (37)	79	29	108	1,678 (17)	595 (15)	2,273 (32)	82	28	110	1,638 (33)	553 (21)	2,191 (54)	83	20	103

※( )内障がい児数は、障がい者手帳を所持している児童・特別支援学級に在籍している児童が対象。

※「支援員等数」の内、法令による支援員を「支援員」、支援員補助を「補助」と表記。(令和4年3月末の支援員等数:118名)

○児童クラブ運営等委託料

児童クラブ運営等委託料	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	246,710,092円	256,158,379円	256,757,105円

扶助費別支給額年度別推移表（決算額）

生活支援課

（単位:千円）

種別＼年度	平成29年度	割合	平成30年度	割合	令和元年度	割合	令和2年度	割合	令和3年度	割合
生活扶助費	2,849,557	29.30%	2,673,078	28.65%	2,503,011	28.12%	2,378,639	28.32%	2,326,126	28.25%
住宅扶助費	991,503	10.20%	992,571	10.64%	975,053	10.96%	961,006	11.44%	961,640	11.68%
教育扶助費	64,094	0.66%	52,843	0.57%	42,333	0.48%	41,471	0.49%	38,675	0.47%
介護扶助費	192,443	1.98%	207,086	2.22%	208,540	2.34%	203,629	2.43%	200,096	2.43%
医療扶助費	5,537,525	56.95%	5,322,077	57.04%	5,094,417	57.24%	4,745,877	56.51%	4,638,930	56.34%
出産扶助費	7,110	0.07%	3,384	0.04%	6,133	0.07%	5,391	0.07%	2,132	0.03%
生業扶助費	39,689	0.41%	33,375	0.36%	24,375	0.27%	20,294	0.24%	19,460	0.24%
葬祭扶助費	20,672	0.21%	18,457	0.20%	17,689	0.20%	13,631	0.16%	16,681	0.20%
施設事務費	20,352	0.21%	19,938	0.21%	23,488	0.26%	24,418	0.29%	24,758	0.30%
就労自立給付費	1,380	0.01%	1,933	0.02%	1,604	0.02%	1,158	0.01%	1,083	0.01%
進学準備給付費			4,900	0.05%	3,100	0.04%	3,600	0.04%	4,000	0.05%
合　　計	9,724,325	100.0%	9,329,642	100.0%	8,899,743	100.0%	8,399,114	100.0%	8,233,581	100.0%

無料低額診療補助金実績の推移がわかるもの（5 年間）

健幸保健課

【事業の概要】

過去 5 年間では、新型コロナウイルス感染症対策事業として令和 3 年度のみ実施。

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延による影響で、医療の継続を図ることが困難となった医療機関に対し、無料低額診療事業を継続させることを目的として予算の範囲内で補助金を交付。

【無料低額診療事業】

無料低額診療事業とは、低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業。

厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV 被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料低額診療の対象としている。

本市の病院では、済生会飯塚嘉穂病院が無料低額診療事業を実施。

【過去 5 年間の実績】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費	-（※1）	－	－	－	10,000 千円（※2）

※1 「救急告示病床運営事業」と「無料低額診療運営費補填事業」を対象とした「公的病院運営費補助事業」を平成 29 年度（平成 26 年度から）実施。

※2 無料低額診療運営費補填事業分 10,000 千円（補助上限額）

空き家募集と入居状況の推移がわかるもの（5年間）

住宅課

（令和4年4月1日現在）

管理戸数及び空家状況　　（単位:戸）

			平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	備考
管理戸数			4,413	4,401	4,371	4,357	4,355	
入居戸数			3,394	3,266	3,196	3,097	2,991	
内訳	空家		1,019	1,135	1,175	1,260	1,364	
	政策空家		463	478	479	526	572	公募停止
	通常	通常空家	463	561	599	640	697	予算の範囲内で公募が可能
		補修費大	68	70	71	67	68	
		補修不可	25	26	26	27	27	公募停止扱い

市営住宅募集状況

		平成29年度							平成30年度							平成31(令和元)年度							令和2年度							令和3年度					
		5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	12月随時	2月定期	総数	5月定期	6月随時	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数	5月定期	8月定期	11月定期	2月定期	随時(通年)	総数
公募倍率		3.79	0.57	4.33	3.03	0.50	3.77	3.21	4.04	0.27	7.80	6.50	1.00	4.89	4.62	4.22	0.00	4.50	3.83	0.33	4.62	3.88	3.04	1.00	4.67	4.15	5.50	1.21	3.46	3.40	5.00	4.53	4.82	1.09	3.54
一般目的	募集	14戸	3戸	10戸	16戸	4戸	14戸	61戸	11戸	5戸	12戸	14戸	1戸	13戸	56戸	19戸	0戸	12戸	15戸	1戸	12戸	59戸	12戸	3戸	8戸	11戸	8戸	5戸	47戸	14戸	10戸	12戸	10戸	11戸	57戸
	申込	92人	2人	66人	82人	4人	90人	336人	88人	3人	111人	102人	1人	64人	369人	89人	0人	72人	78人	0人	71人	310人	64人	6人	75人	67人	69人	6人	287人	63人	60人	68人	68人	14人	273人
	入居	8戸	0戸	5戸	10戸	2戸	9戸	34戸	6戸	3戸	10戸	12戸	1戸	9戸	41戸	15戸	0戸	9戸	11戸	0戸	7戸	42戸	9戸	2戸	7戸	7戸	7戸	3戸	35戸	8戸	9戸	8戸	7戸	10戸	42戸
母子世帯向	募集	1戸	0戸	1戸	1戸	1戸	1戸	5戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸	1戸	1戸	0戸	1戸	1戸	0戸	4戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	1戸	3戸	1戸	0戸	0戸	0戸	2戸	3戸
	申込	2人	0人	1人	0人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	入居	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	1戸
老人世帯向	募集	3戸	1戸	2戸	2戸	1戸	1戸	10戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	1戸	3戸	1戸	1戸	2戸	2戸	1戸	1戸	8戸	2戸	2戸	1戸	1戸	0戸	2戸	8戸	1戸	0戸	0戸	0戸	3戸	4戸
	申込	3人	0人	2人	1人	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	2人	0人	1人	3人	0人	0人	0人	0人	3人	3人
	入居	0戸	0戸	1戸	1戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	3戸	3戸
身障者世帯向	募集	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸	1戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸	0戸	0戸	1戸	2戸	0戸	2戸	5戸	0戸	0戸	0戸	0戸	2戸	2戸
	申込	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	入居	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	1戸	1戸
改良住宅	募集	10戸	3戸	5戸	9戸	4戸	10戸	41戸	10戸	7戸	3戸	2戸	0戸	4戸	26戸	1戸	0戸	4戸	6戸	3戸	8戸	22戸	9戸	4戸	8戸	5戸	6戸	4戸	36戸	4戸	4戸	5戸	7戸	5戸	25戸
	申込	9人	2人	9人	4人	1人	8人	33人	9人	1人	6人	2人	0人	24人	42人	8人	0人	9人	13人	2人	26人	58人	8人	3人	9人	14人	8人	9人	51人	5人	10人	9人	14人	6人	44人
	入居	4戸	1戸	3戸	1戸	0戸	3戸	12戸	3戸	0戸	2戸	1戸	0戸	4戸	10戸	1戸	0戸	2戸	1戸	1戸	3戸	8戸	4戸	0戸	4戸	4戸	3戸	3戸	18戸	2戸	2戸	3戸	5戸	3戸	15戸
計	募集	28戸	7戸	18戸	29戸	10戸	26戸	118戸	24戸	15戸	15戸	16戸	1戸	18戸	89戸	23戸	3戸	18戸	24戸	6戸	21戸	95戸	24戸	9戸	18戸	20戸	14戸	14戸	99戸	20戸	14戸	17戸	17戸	23戸	91戸
	申込	106人	4人	78人	88人	5人	98人	379人	97人	4人	117人	104人	1人	88人	411人	97人	0人	81人	92人	2人	97人	369人	73人	9人	84人	83人	77人	17人	343人	68人	70人	77人	82人	25人	322人
	入居	12戸	1戸	9戸	13戸	2戸	12戸	49戸	9戸	3戸	12戸	13戸	1戸	13戸	51戸	16戸	0戸	11戸	12戸	1戸	10戸	50戸	13戸	2戸	11戸	12戸	10戸	6戸	54戸	10戸	11戸	11戸	12戸	18戸	62戸

相田公営住宅建替事業の経過と課題がわかるもの

住宅課

【経緯】

H25 年　県営相田団地の建替えにより、県営住宅跡地（残地）の活用策について県より相談あり。
A 案：既存の市営住宅用地に建設（相田公園は残す）
B 案：県住跡地に1棟目を建設（相田公園は残す）
C 案：県住跡地に公園の代替えを造成し、相田公園に 1 棟目を建設　の 3 案を作成。

H26.6.20　「相田住宅建替の方向性」及び「相田都市公園の今後の方針」について決裁。
① 隣接の県有地の払下げを受け都市公園を整備。
② 既設の相田公園を廃止し相田住宅の建設用地とする。
③ 公園の不足面積については相田住宅建設の基本・実施設計で位置づけ整備する。
以上を決定。

H26.10.14　相田団地自治会（自治会長他役員 8 名）に対し上記 3 案を説明、検討を依頼する。自治会長より、「この後隣組長会に諮ったうえで返事をする」と回答。

H26.11.5　相田団地自治会長と協議。10 月 25 日の隣組常会にて同意を得られたことから県営住宅跡地の購入、相田公園での 1 棟目建設（C 案）で了承するとの回答。建設戸数、集会所、新公園の規模について要望書提出有り。また、近隣自治会（相田、新二瀬）への説明を行うようにとの意見。

H26.11.6　相田自治会自治会長、新二瀬自治会会長と協議。A～C 案を説明し、相田団地自治会からは C 案の方向性に了承をもらっていることを補足。相田自治会会長からは了承を得る。新二瀬自治会会長から、住民説明会の開催を依頼される。（12/7 開催、C 案で了承）

H29 年度　C 案に方向性が決定したことにより、県住跡地を購入。（この間は管理委託）

H30.8.24　相田団地自治会長と協議。団地住民へのアンケート調査について。

R1.11.21　相田団地自治会長と協議。建設戸数について説明。今後の説明については「建替連絡協議会」を通じて住民周知を行うこととする。メンバーは市営15、県営6、一般住宅 2 の 23 名。

R1.12.23　相田団地自治会（自治会長、市住居住者 18 名、県住居住者 6 名、一般住宅居住者1名）「相田団地建設に伴う方針等説明会」（構成は「建替連絡協議会」メンバー含む）

R2.3　　相田公営住宅建設基本設計完了。

R2.6.3　　相田団地自治会役員へ基本計画内容の説明。

R2.7.8・11・14・16　4回に分けて相田団地自治会「連絡協議会」委員（隣組長）へ基本設計の説明。

R2.7.16　　相田団地自治会長より、相田公園東側戸建て住宅20軒　（以下16組と表記）の住民が自治会に加入していないと伝えられる。（H30年までは加入）

R2.7.21　　16組の各世帯へ資料のポスティングを実施。翌22日電話あり、説明会の開催を約束する。

R2.8.9　　16組説明会実施。参加者の現相田公園の存続に向けた強い要望を受け、途中で散会。

R2.9.13　　16組住民への説明会（第2回目）。公園の存続を望む声を市長に説明し、意見を聞いてくるように、との要望が出され一方的に説明会は散会となる。

R2.9.15　　所管部署より市長に説明。周辺住民の意見を十分に聴取し、配置や景観について可能な限りの対応は行い理解を得るようにとの指示。

R2. 9.29～10.29　相田公園隣接者に対し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。

R2.9.9～9.23 都市公園の変更について法定縦覧（相田公園の廃止及び代替公園の追加）。意見書の提出なし。

R2.11.2　　当該住民（6軒7名）より書面にて市長あての要求書が提出される。（市長の説明会への出席と現地視察を要望）

R2.11.30　　市長が現地視察（都市建設部長随行）

R2.12.11　　市議会一般質問にて川上議員が、公園を維持する建替案を提案

→「自治会と協議しながら、提案の事業進捗への影響、費用、相互理解の観点から検討を行う」と市長答弁。

R3.3.5　　現公園を保存する案（第1～3案）と市の現行案の比較資料を作成し配布。3月19日に自治会と自治会未加入者との合同説明会を企画するも16組は参加しないとの回答を得たことから開催を中止。

R3.3.17　　公園の隣接者6軒より要望書提出。現相田公園を残し県住跡地に一棟目建設する案：以下第3案）の実施を要望。

R3.4.14　　住宅課長が比較資料の説明のため代表者に電話するも、市の方針が現案のままならば、説明は受けないとの回答。

R3.4.5　　公園隣接者（2軒）を訪問する。要望書にて申し入れた第3案を強く要望。第3案での事業実施の工程以外の協議は行わないとの回答。

R3.4.20　　公園隣接者3名と川上市議が来庁し協議。

R3.5.20～23　相田団地自治会隣組長常会（4回分散開催）において公園隣接者からの要望を伝達。

R3.5.28　　相田団地建替連絡協議会において、自治会は現案を支持するとの意見でまとまる。

R3.6.1　　市営相田住宅の建替事業について現案で市長決裁を受ける。

R3.6.2　　公園隣接者に、現案で事業を進めることとなった旨を文書にて発送。

R3.6.16　6 月市議会一般質問にて川上議員が、第 3 案についての質問あり。
→基本的には地元自治会と進めてきたことを念頭に住民の方の声にも耳を傾け、現案を第一義とした上でも何か寄り添う対応ができるのではないかという観点から検討したいと市長答弁。
当該住民の強い要望により市長が後日、面談することを約束。

R3.6.22　市長、都市建設部長、都市建設次長、秘書課課長補佐と公園隣接者（4 名）、川上市議が同席の上面談。第 3 案を強く要望される。工期が延びる事、工事費が増額になることを説明し、現案（相田公園に 1 棟目）で隣接者に配慮した建物の配置案を提示する。
→第3案と現案との工期、コストの比較差を再検討することになった。

R3.7.5　公園隣接者（4 名）、川上市議が来庁。
都市建設部長、都市建設部次長、住宅課長、住宅課長補佐で対応。
6 月 22 日の協議内容の課題（工期と金額増）を再確認。

R3.7.26　第3案と現案の工期とコストの比較差の再検討を行ったが、これまで通り現案の優位性が認められたため、市長を含め内部協議を行い、現案で事業を進めることを市の方針として決定。

R3.7.27　公園隣接者の方 1 名に電話で、市の方針が現案で決定したこと、後日、みなさんには文書にて結果を通知する旨伝える。また、他の隣接者に市の方針の決定を伝えてもらう。

R3.7.28　前述の隣接者より入電、他の隣接者及び川上議員に市の方針の決定を伝えたとのこと。
市の方針の結果の通知文書を隣接者 6 名に発送。

R3.7.29　相田団地自治会長に、市の方針が決定したことを報告。

R3.9.21　相田自治会・相田団地自治会・新二瀬自治会へ暫定公園整備工事のお知らせについて、自治会回覧文書を各自治会長へ配布し、10 月初めの回覧での周知をお願いする。

R3.9.22　暫定公園整備工事を着手したことにより、相田団地分譲住宅の有志の方（3 名）から現地にて、工事へ着手したことについての抗議及び現公園の存続に対する要望のため、市長との再協議を要求される。

R3.9.23　暫定公園整備工事を一時中断する。（R3.9.23～R3.10.17）

R3.9.27　相田団地分譲住宅の有志の方々より「相田団地建替事業計画に関する市長との協議の要望書」が提出される。
要望の内容は、住民の合意を得ないまま着工しないこと。生活環境の保全、事業に係る協議の継続について。

R3.10.4　顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R3.10.7　顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。

R3.10.8　令和 3 年 9 月 27 日付け相田団地分譲住宅の有志の方々からの要望書に対して、要望のあった生活環境については十分に検討し事業を進めさせていただくが、現相田公園に 1 棟目を建設する事業方針の見直し及び協議については控えさせていただく旨の回答を行う。

R3.10.12　相田団地分譲住宅の有志の方々を含む相田団地分譲住宅へ個別訪問により、暫定公園整備工事のお知らせの文書を配布する。

R3.10.18　暫定公園整備工事の再開。

R3.11.16　相田団地分譲住宅の有志の方々へ 1 棟目建設計画の説明会を行う。(参加:川上市議、有志 4 名)
相田団地分譲住宅の有志の方々へ相田公園に 1 棟目を建設するにあたり、周辺の分譲住宅と 1 棟目の建物との位置関係について、例を挙げながら市には検討の用意がある旨を説明する。しかしながら理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。

R3.11.17　相田団地自治会隣組長常会 3 班・4 班の 7 名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに 1 棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。

R3.11.18　相田団地自治会隣組長常会 5 班の 5 名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに 1 棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。
※相田団地自治会隣組長常会 1 班・2 班については、日程調整が難しく自治会長と協議し、次回以降の常会にて説明することで了承を得る。

R3.12.20　九州経済産業局より、事業用地に関する炭鉱の坑内実測図、平面図、古洞図の提供を受ける。

R4.2.7～2.18　1棟目への移転対象者となる現相田団地 1～13 棟の入居者に対し、最終のアンケート調査を聞き取りにより実施する。聞き取り項目は、世帯構成の変更の有無、要介護の有無、自動車の保有台数等。

R4.3.2　暫定公園整備工事における遊具の設置について、相田団地建替連絡協議会・都市計画課・住宅課にて現地立会いを実施。

R4.3.31　暫定公園整備工事完了。

R4.4.4　相田団地自治会長に集会所の間取りの最終案を提示した際、1 棟目の建物配置計画案に基本設計時以外の案も検討されていたことについて、令和 3 年度からここまでの間、相田団地建替連絡協議会には何ら説明も提案もない旨の指摘を受ける。

R4.4.8　相田公営住宅 1 棟目移転対象者最終アンケートの集約結果資料を相田団地自治会長へ提出する。

R4.4.18　相田団地自治会長へ 1 棟目の建物配置計画案の再検討について、相田団地建替連絡協議会への説明や提案が遅れていたことについて謝罪。

R4.6.8　相田団地自治会長と面談し、相田団地建替連絡協議会へ１棟目の建物配置計画案についての説明や提案が遅れた経緯、事情を報告。

R4.6.13　相田公営住宅１棟目石炭採掘資料作成業務委託を発注。（履行期間 R4.6.14～R4.8.31）

R4.7.14　相田団地自治会長へ協議を申し入れるも、当日協議の時間がとれず、後日自治会長から連絡を受けた上で日程調整を図ることで散開する。

R4.7.28　相田公営住宅１棟目建築実施設計業務委託を発注。（履行期間 R4.7.29～R5.3.24）

R4.8.1　相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築実施設計業務委託を発注。（履行期間 R4.8.2～R5.3.24）

R4.8.31　相田団地自治会長と面談し、市のほうで基本計画の策定から今日までの経過を資料として整理した上で、後日自治会長に確認をいただく事で了承をもらう。

【課題】

① 相田団地入居者を含む相田団地自治会との詳細な建設計画の調整。

② 相田団地入居者、他団地からの移転者及び市営住宅周辺の戸建住宅住民との調和。

③ ローリング方式による建替計画により、後年まで移転が延びる現入居者の住環境保全。

④ 可能な限り工期の短縮に努め、少しでも移転時期の前倒しを図り、入居者に対する負担を軽減する。

給食費助成の自治体の推移

学校給食課

(1)学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況(文部科学省調査)

○基準日:令和4年7月29日時点

○対象:学校給食を実施する都道府県教育委員会、市区町村教育委員会

○回答数:1,793自治体(事務組合を含む)

実施・予定状況	回答数 (割合)	うち臨時交付金の活用 (割合)	備考
実施している	679 (37.9%)	372 (54.8%)	既存の地方創生臨時交付金を活用し、実施している自治体数。
実施を予定している	812 (45.3%)	781 (96.2%)	地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用予定の自治体数。
計	1,491 (83.2%)	1,153 (77.3%)	
実施を予定していない	302 (16.8%)	―	

※実施又は実施を予定している自治体は、1,491自治体(83.2%)であり、実施を予定していない自治体のうち学校給食費の値上げを行う予定がない自治体との合計は、1,775自治体(99.0%)。

(2)学校給食費の無償化の自治体の状況

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
昭和22年度	山口県	和木町	小学校・中学校とも無償
昭和51年度	東京都	御蔵島村	小学校・中学校とも無償
平成18年度	北海道	三笠市	小学校のみ無償
平成19年度	奈良県	黒滝村	小学校・中学校とも無償
平成21年度	宮崎県	諸塚村	小学校・中学校とも無償
平成22年度	長野県	王滝村	小学校・中学校とも無償
	群馬県	南牧村	小学校・中学校とも無償
平成23年度	群馬県	上野村	小学校・中学校とも無償
		神流町	
	埼玉県	滑川町	小学校・中学校とも無償
	兵庫県	相生市	小学校・中学校とも無償
	沖縄県	嘉手納町	小学校・中学校とも無償
平成24年度	秋田県	八郎潟町	小学校・中学校とも無償
	栃木県	大田原市	小学校・中学校とも無償
	山梨県	早川町	小学校・中学校とも無償
		丹波山村	
	奈良県	上北山村	小学校・中学校とも無償
	沖縄県	渡名喜村	小学校・中学校とも無償

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
平成25年度	北海道	美瑛町	小学校・中学校とも無償
	青森県	七戸町	小学校・中学校とも無償
		新郷村	
	福井県	永平寺町	小学校・中学校とも無償
	岐阜県	岐南町	小学校・中学校とも無償
	奈良県	野迫川村	小学校・中学校とも無償
	和歌山県	高野町	小学校・中学校とも無償
平成26年度	青森県	六ヶ所村	小学校・中学校とも無償
	秋田県	東成瀬村	小学校・中学校とも無償
	福島県	金山町	小学校・中学校とも無償
	熊本県	山江村	小学校・中学校とも無償
	沖縄県	粟国村	小学校・中学校とも無償
		多良間村	
		与那国町	

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
平成27年度	北海道	木古内町	小学校・中学校とも無償
		赤井川村	
		小清水町	
		足寄町	
		陸別町	
		浦幌町	
	青森県	南部町	小学校・中学校とも無償
	埼玉県	小鹿野町	小学校・中学校とも無償
	東京都	利島村	小学校・中学校とも無償
	長野県	売木村	小学校・中学校とも無償
	京都府	伊根町	小学校・中学校とも無償
	和歌山県	北山村	小学校・中学校とも無償
	島根県	吉賀町	小学校・中学校とも無償
	佐賀県	太良町	小学校・中学校とも無償
	熊本県	水上村	小学校・中学校とも無償

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
平成28年度	北海道	福島町	小学校・中学校とも無償
		浦臼町	
		北竜町	
		西興部村	
		大空町	
	宮城県	七ヶ宿町	小学校・中学校とも無償
	群馬県	嬬恋村	小学校・中学校とも無償
	千葉県	大多喜町	中学校のみ無償
	長野県	平谷村	小学校のみ無償
	滋賀県	長浜市	小学校のみ無償
	和歌山県	古座川町	小学校・中学校とも無償
	広島県	神石高原町	小学校・中学校とも無償
	鹿児島県	宇検村	小学校・中学校とも無償

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
平成29年度	北海道	上川町	小学校・中学校とも無償
		清里町	
		雄武町	
	青森県	東北町	小学校・中学校とも無償
	山形県	鯉川村	小学校・中学校とも無償
	茨城県	大子町	小学校・中学校とも無償
	富山県	朝日町	中学校のみ無償
	群馬県	渋川市	小学校・中学校とも無償
		みどり市	
		草津町	
		板倉町	
	千葉県	神崎町	小学校・中学校とも無償
	長野県	天龍村	小学校・中学校とも無償
	岐阜県	揖斐川町	小学校・中学校とも無償
	京都府	笠置町	小学校のみ無償
	奈良県	御杖村	小学校・中学校とも無償

開始年度	自治体名		助成の状況
	都道府県	市町村名	
平成29年度	佐賀県	上峰町	小学校・中学校とも無償
		江北町	
	鹿児島県	南さつま市	小学校・中学校とも無償
		長島町	
		南種子町	
	沖縄県	金武町	小学校・中学校とも無償

※1,740自治体のうち、小学校・中学校とも無償化を実施しているのは76市町村(4.4%)。76市町村のうち71自治体(93.4%) が町村であり、また、人口1万人未満の自治体が56自治体(73.7%)を占める。
小学校のみ無償化を実施しているのは4市町村(0.2%)、中学校のみ無償化を実施しているのは2町(0.1%)。

NPO人権ネットいいづかの実態がわかるもの

人権・同和政策課

団　　体　　名	資　料　名	ページ
NPO法人人権ネットいいづか	1　特定非営利活動法人　人権ネットいいづか定款	60
	2　2021年度事業報告書	65
	3　2021年度活動計算書	65
	4　2021年度貸借対照表	66
	5　計算書類の注記	66
	6　2021年度財産目録	67
	7　NPO法人人権ネットいいづか理事・監事名簿、人権・同和啓発推進員及び担当	68
	8　人権啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）及び委託仕様書	69

特定非営利活動法人　人権ネットいいづか定款

（名称）
第１条 この法人は、特定非営利活動法人　人権ネットいいづか　という。
（事務所）
第２条 この法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市新飯塚２４番３号に置く。
（目的）
第３条　この法人は、地域住民に対して、部落解放・人権確立をめざす様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（５）子どもの健全育成を図る活動
（６）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（７）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
①いきいきサロン事業
②人権・教育啓発推進事業
③人権フェスタ事業
④人権啓発展示事業
⑤人権相談事業
⑥人権情報発信事業
⑦子どもの自立と人権意識の高揚を図る事業
⑧就労支援事業
⑨その他目的を達成するために必要とみとめられる事業
⑩第３条の目的を達成するために必要な指定管理者制度に係る施設の管理運営委託事業
（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）賛助会員　この法人の目的に賛同して資金面で支援するため入会した個人及び団体
（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。
（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。
（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事９人以上
（２）監事１人
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款を定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（任期等）
第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。
（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。
（機能）
第23条　総会は、次の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散
（3）合併
（4）事業計画及び活動予算並びにその変更
（5）事業報告及び活動決算
（6）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（7）入会金及び会費の額
（8）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（9）事務局の組織及び運営
（10）その他運営に関する重要事項
（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
（2）正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
（3）第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

（召集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が召集する。
２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、２７条及び２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５１条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日
（４）議事録の作成にかかる職務をおこなった者の氏名
（構成）
第31条　理事会は理事をもって構成する。
（機能）
第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の１から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
（３）第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。
（表決権等）
第37条　各理事の表決権は平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。
（議事録）
第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
（資産の構成）
第39条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄付金品
（4）財産から生じる収益
（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益
（資産の区分）
第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。
（資産の管理）
第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（会計の原則）
第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。
（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第45条　前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第46条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更生）
第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。
（事業報告及び決算）
第48条　この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業計画年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第49条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
（臨機の措置）
第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。
（定款の変更）
第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（1）目的

（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（9）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の係るものに限る）
（10）定款の変更に関する事項
（解散）
第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取り消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属先）
第53条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、飯塚市に譲渡するものとする。
（合併）
第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
（公告の方法）
第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

（細則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松本　建一
副理事長	安永　勝利
理事	松本　繁子
同	榎本　雄輔
同	原田　勝則
同	松岡　博信
同	和多　真太郎
同	松本　美知子
同	下見　義友
監事	和多　政数

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から２００５年6月３０日までとする。
4　この法人の当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から２００５年3月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（1）　入会金　　１０００円
（2）　年会費　　１２００円
7　賛助会員の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
（1）個人入会金　１０００円　　団体入会金　５０００円
（2）個人年会費　１２００円　　団体年会費　６０００円
附則
1　２００５年4月　8日一部変更
2　２００７年5月２５日一部変更
3　２００９年6月１９日一部変更
4　２０１４年5月１６日一部変更
5　２０１７年4月２８日一部変更

２０２１年度事業報告書

２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

特定非営利活動法人人権ネットいいづか

１　事業の成果

飯塚市が実施している人権・同和啓発事業の一部の事業委託を受け、人権同和啓発推進委員により、市内の自治会・いきいきサロン・サークル・企業・事業所で啓発を計画していましたが、コロナ感染症流行のため、その多くが実施できませんでした。

企業等で分散しての少人数の会場で啓発を実施し、リモートでの啓発を行いました。

そして、コロナ感染症流行のため、市民向け講演会を２回計画していましたが実施できず次年度に延期となりました。地域での啓発は延べ６６回、１，３５３名参加がありました。企業・事業所では延べ３０回の研修、７１０名参加がありました。

人権ネットだよりを年３回発行し、自治会やサークルや企業啓発の様子を載せて、自治会長と人権推進員に届けて、全自治会での回覧をしていただきました。

さらに、ホームページで、講演会の周知を図っていきたいと考えています。

就労支援事業では、年々年を重ね、猛暑の中での草刈り作業が困難な状況で、今年度は実施しませんでした。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
人権教育啓発推進事業	実施しなかった。					47,373
	各地域や事業所で人権・同和啓発を行った。	随　時	各　所	１５人	延べ2,063名	
就労支援事業	実施しなかった。					

(2)　その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額(千円)
その他の事業	実施しなかった。				

２０２１年度　活動計算書

２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

特定非営利活動法人人権ネットいいづか

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員入会金	2,000		2,000
正会員受取会費	73,200		73,200
2.受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3.受取助成金等			
受取助成金	600,000		600,000
4.事業収益			
人権教育啓発推進事業収益	50,947,600		50,947,600
就労支援事業収益	0		0
5.その他収益			
受取利息	106		106
雑収益	25,800		25,800
経常収益計	51,648,706		51,648,706
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	34,254,671		34,254,671
福利厚生費	10,830,435		10,830,435
人件費計	45,085,106		45,085,106
(2) その他経費			
研修費	421,142		421,142
業務委託費	0		0
講演会事業費	0		0
諸謝金	0		0
通信運搬費	167,599		167,599
消耗品費	986,985		986,985
水道光熱費	698,329		698,329
費用弁償費	4,000		4,000
雑費	10,000		10,000
その他経費計	2,288,055		2,288,055
事業費計	47,373,161		47,373,161
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		120,000
人件費計	120,000		120,000
(2) その他経費			
会議費	54,000		54,000
減価償却費	117,006		117,006
その他経費計	171,006		171,006
管理費計	291,006		291,006
経常費用計	47,664,167		47,664,167
法人税・住民税及び事業税	2,739,910		2,739,910
当期正味財産増減額	1,224,629		1,224,629
前期繰越正味財産額			8,970,372
次期繰越正味財産額			10,195,001

※　今年度はその他の事業を実施していません。

２０２１年度貸借対照表

２０２２年３月３１日現在

特定非営利活動法人人権ネットいいづか

科目	金　額　（単位：円）		
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金予算			
現金	200,000		
飯塚信用金庫　普通預金	11,283,689		
未収金	2,871,756		
流動資産合計		14,355,445	
2 固定資産			
什器備品	200,084		
固定資産合計		200,084	
資産合計			14,555,529
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	3,007,738		
法人税等未払金	1,172,300		
預り金	180,490		
流動負債合計		4,360,528	
負債合計			4,360,528
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		8,970,372	
当期正味財産増減額		1,224,629	
正味財産合計			10,195,001
負債及び正味財産合計			14,555,529

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年７月20日　2011年11月20日一部改正　NPO法人会計基準協議会）によってい

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 事業別損益の状況

（単位：円）

科目	人権教育啓発推進事業費	就労支援事業費	その他の事業費	事業部門計	管理部門	合　計
Ⅰ　経常収益						
1．受取会費					75,200	75,200
2．受取寄附金	0	0		0	0	0
3．受取助成金等	0	0		0	600,000	600,000
4．事業収益	50,947,600	0		50,947,600	0	50,947,600
5．その他収益	0	0		0	25,906	25,906
経常収益計	50,947,600	0		50,947,600	701,106	51,648,706
Ⅱ　経常費用						
1．事業費						
(1) 人件費						
給料手当	34,254,671	0		34,254,671	0	34,254,671
福利厚生費	10,830,435	0		10,830,435	0	10,830,435
人件費計	45,085,106	0		45,085,106	0	45,085,106
(2) その他経費						
研修費	421,142			421,142	0	421,142
業務委託費	0	0		0	0	0
講演会事業費	0	0		0	0	0
諸謝金	0	0		0	0	0
通信運搬費	167,599	0		167,599	0	167,599
消耗品費	986,985	0		986,985	0	986,985
水道光熱費	698,329	0		698,329	0	698,329
費用弁償	4,000	0		4,000	0	4,000
雑費	10,000	0		10,000	0	10,000
その他経費計	2,288,055	0	0	2,288,055	0	2,288,055
2．管理費						
(1) 人件費						
役員報酬					120,000	
人件費計					120,000	120,000
(2) その他経費						
会議費					54,000	54,000
減価償却費					117,006	117,006
その他経費計	0	0	0	0	171,006	171,006
経常費用計	47,373,161	0	0	47,373,161	291,006	47,664,167
法人税等	2,739,910	0	0	2,739,910	0	2,739,910
当期経常増減額	834,529	0	0	834,529	410,100	1,244,629

3 固定資産の増減内訳

（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		317,090		317,090	△117,006	200,084
合計		317,090	0	317,090	△117,006	200,084

・　現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・　事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

２０２１年度財産目録

２０２２年３月３１日現在

特定非営利活動法人人権ネットいいづか

科目	金　額　（単位：円）		
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	200,000		
飯塚信用金庫　普通預金	11,283,689		
未収金			
３月分人権同和啓発事業委託	2,871,756		
流動資産合計		14,355,445	
2 固定資産			
什器備品			
印刷機	101,017		
ノートパソコン	99,067		
固定資産合計		200,084	
資産合計			14,555,529
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
３月分給与	2,267,260		
３月分市県民税	105,600		
３月分社会保険料	565,074		
３月分光熱費	69,804	3,007,738	
法人税等未払金	1,172,300		
預り金　職員に対する源泉所得税	180,490		
流動負債合計		4,360,528	
負債合計			4,360,528
正味財産合計			10,195,001

NPO法人人権ネットいいづか理事・監事名簿

理事長	松本　建一
副理事長	和多　真太郎
理事	松岡　博信
理事	松本　美知子
理事	吉田　幸子
理事	櫻本　悦子
理事	内田　美保
理事	竹田　昇
理事	菅　成微
監事	原田　勝則

人権・同和啓発推進員及び担当

吉田　幸子	（事務局・菰田地区）
上野　力	（庄内地区）
和多　真太郎	（穂波地区）
櫻本　悦子	（立岩・鎮西地区）
豊内　哲	（穂波地区）
上野　美智子	（二瀬地区）
山下　勲	（鯰田地区）
山田　治男	（飯塚片島・飯塚東地区）
平山　直詞	（菰田・幸袋地区）
田外　憲治	（筑穂地区）
矢野　文	（筑穂地区）
中嶋　良広	（頴田地区）

人権啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）及び委託仕様書

1. 委託料内訳の推移（NPO人権ネットいいづか）　（単位：円）

費　　目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賃　　金	36,307,000	36,975,000	36,975,000
共 済 費	5,720,000	5,846,000	6,012,000
消耗品等諸経費	1,400,000	1,400,000	1,400,000
事 業 費	2,429,000	1,157,000	1,929,000
消 費 税	4,120,600	4,537,800	4,631,600
合　　計	49,976,600	49,915,800	50,947,600

2. 実施状況

自治会、企業実績数

区　　分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会サークル等研修	192回　5,893人	23回　332人	65回　1,331人
企業研修等	34回　2,153人	33回　931人	31回　732人
合 計	226回　8,046人	56回　1,263人	96回　2,063人

仕　様　書

1.業　務　名　　人権啓発事業委託

2.履 行 場 所　　飯塚市地内

3.履 行 期 間　　令和３年４月１日　から　令和４年３月３１日まで

4.業務の内容

⑴研修事業

①飯塚地区、菰田地区、飯塚東地区、幸袋地区、立岩地区、二瀬地区、鯰田地区、鎮西地区、穂波地区、筑穂地区、庄内地区、頴田地区の交流センター及び自治会等における人権啓発事業

②企業、官公庁等における人権啓発事業

⑵相談事業

①人権に関わる相談に応じ適切な助言を行う事業

⑶広報事業

①「人権いいづか」及び「人権いいづか　ぬくもり」（年６回）発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加

②地域における人権啓発広報活動

⑷展示事業

①「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加

⑸その他啓発事業等

①人権問題講演会事業

②部落解放研究集会・同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加

⑹その他

①　飯塚市人権・同和政策課との定例連絡会議の実施

5.選 定 要 件

⑴人権啓発事業を遂行できる十分な能力を持つ職員を確保し、かつ、事業に専念できる体制を整えること。

6.委託料の支払

⑴この委託業務に係る委託料の支払は毎月払いとし、各月の事業完了後、受注者からの請求に基づき、３０日以内に別紙「委託料金　月別支払い金額表」のとおり支払うものとする。

7.事 業 報 告

⑴全事業完了後、３０日以内に下記必要事項を含む事業報告書を作成し、提出すること。

①啓発事業の実施状況

②啓発事業の収支状況

③その他市長が必要と認める事項

⑵市が必要と認めたときは、随時、事業経過報告書を提出すること。

8.そ　の　他

⑴地区交流センター及び人権啓発センターにおける人権啓発事業委託業務遂行に当たり、市が必要と認める限りにおいては、当該交流センター及び人権啓発センターの施設及び備品（机、椅子等をいう。）を使用することができるものとする。

⑵仕様書に定めのない事項については、市の指示を仰ぐこと。

就学援助実施状況推移(小・中別に)

教育総務課

区　分		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
医　療 扶助費	小学校	395,740円	205人	334,210円	159人	326,450円	156人
	中学校	393,920円	67人	150,720円	57人	78,700円	51人
	計	789,660円	272人	484,930円	216人	405,150円	207人
学用品 扶助費	小学校	24,944,900円	1,701人	25,098,035円	1,683人	25,736,000円	1,734人
	中学校	21,398,700円	828人	22,528,065円	861人	22,759,955円	871人
	計	46,343,600円	2,529人	47,626,100円	2,544人	48,495,955円	2,605人
修学旅行 扶助費	小学校	6,780,306円	359人	3,965,587円	314人	6,334,656円	316人
	中学校	18,674,443円	336人	8,173,288円	272人	15,578,946円	352人
	計	25,454,749円	695人	12,138,875円	586人	21,913,602円	668人
給　食 扶助費	小学校	66,595,847円	1,707人	78,915,232円	1,691人	73,584,130円	1,727人
	中学校	37,939,620円	809人	47,558,832円	849人	43,147,510円	847人
	計	104,535,467円	2,516人	126,474,064円	2,540人	116,731,640円	2,574人
入学準備 扶助費	小学校	16,227,600円	421人	12,276,940円	399人	15,522,240円	304人
	中学校	20,816,400円	489人	18,060,600円	522人	19,800,000円	330人
	計	37,044,000円	910人	30,337,540円	921人	35,322,240円	634人
校外活動 扶助費	小学校	1,141,961円	300人	313,840円	168人	700,320円	347人
	中学校	35,864円	10人	34,366円	9人	17,422円	5人
	計	1,177,825円	310人	348,206円	177人	717,742円	352人
合　計	小学校	116,086,354円	1,707人	120,903,844円	1,691人	122,203,796円	1,727人
	中学校	99,258,947円	828人	96,505,871円	861人	101,382,533円	847人
	計	215,345,301円	2,535人	217,409,715円	2,552人	223,586,329円	2,574人

5月1日現在児童生徒数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	6,893人	6,804人	6,823人
中学校	3,027人	3,097人	3,107人
計	9,920人	9,901人	9,930人

援助率および就学援助受給者数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	援助率	受給者	援助率	受給者	援助率	受給者
小学校	24.8%	1,707人	24.9%	1,691人	25.3%	1,727人
中学校	27.4%	828人	27.8%	861人	27.3%	847人
計	25.6%	2,535人	25.8%	2,552人	25.9%	2,574人

地域活動指導員の採用基準と配置状況推移表

生涯学習課

【地域活動指導員の採用基準】

福岡県地域活動指導員設置要綱を踏まえ、意欲を有する人材を採用することを目的に質問・聞き取りを行い総合的に判断する。

【地域活動指導員の配置状況推移表】

（単位：人）

	年度	合計人数	所属 配置場所	人数	所属 配置場所	人数	所属 配置場所	人数	所属 配置場所	人数	所属 配置場所	人数	所属 配置場所	人数	備考
1	平成24年度	12	中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		人権同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
2	平成25年度	12	中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		人権同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
3	平成26年度	12	中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		中央公民館		人権同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
4	平成27年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権同和政策課		中央公民館と生涯学習課が統合
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
5	平成28年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
6	平成29年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	嶺田公民館	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
7	平成30年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		地区公民館を交流センターへ変更
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	嶺田交流センター	2	立岩会館	2	立岩会館	1	
8	令和元年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	嶺田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	立岩人権啓発センター	1	
9	令和2年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	嶺田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	立岩人権啓発センター	1	
10	令和3年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課		
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	嶺田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2	立岩人権啓発センター	1	
各センター担当(※)		4	5号	1	5号	1	5号	1	5号	1	5号	0	5号	0	
		8	4号・5号	2	4号	1	4号	1	4号・5号	1	4号	2	4号	1	

（※）福岡県地域活動指導員設置要綱　第3条

1号：様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動に関する企画・立案及び指導

2号：ボランティア活動等を通じた社会参加活動に関する企画・立案及び指導

3号：子ども会における学習活動に関する企画・立案及び指導

4号：家庭・地域の教育力の向上、人権教育・啓発活動に関する企画・立案及び指導

5号：その他、本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画・立案及び指導

体育館建設事業の総括について

スポーツ振興課

（単位:円）

	事業費	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 契約済額 （R4.9.5現在）
◎事業費合計	5,395,857,790	51,796,260	240,862,721	1,497,221,223	480,716,000	2,810,296,100
○役務費	873,130	156,430	616,250	4,742		
・通信運搬費		5,230	2,550	4,742		
・アスベスト含有測定手数料		151,200				
・総合評価支援業務手数料			430,100			
・電波障害等対策手数料	351,280		183,600			
・水道工事検査手数料	4,500					
・下水道工事検査手数料	2,000					
・完了検査手数料	515,350					
○委託料	210,412,680	51,358,968	86,940,000	72,710,000	770,000	51,087,300
・測量委託料	5,022,000	5,022,000				
・設計委託料（債務負担行為H30・R1）	124,200,000	37,260,000	86,940,000			
・土壌調査委託料		111,888				
・地下埋設物調査委託料		464,400				
・地盤調査委託料	8,500,680	8,500,680				
・調査設計委託料				57,200,000	770,000	
・工事管理委託料（継続費R1～R4）	72,690,000			15,510,000		51,087,300
○工事請負費	5,183,829,480		153,190,080	1,424,370,000	479,946,000	2,759,208,800
・造成工事	150,000,000		134,580,600			
・解体工事	18,609,480		18,609,480			
・新体育館等建設工事（継続費R1～R4）	3,465,096,200			1,138,280,000	479,946,000	1,865,478,400
・新体育館等建設（電気設備）工事（継続費R1～R4）	604,076,700			192,859,000		294,771,000
・新体育館等建設（空調設備）工事（継続費R1～R4）	493,085,100					456,226,100
・新体育館等建設（給排水衛生設備）工事（継続費R1～R4）	270,962,000			93,000,000		142,733,300
・下水道点検孔設置工事				231,000		
・外構工事	182,000,000					（※1）
○その他	742,500	280,862	116,391	136,481		
・報酬		135,000				
・負担金補助及び交付金	742,500					
・その他（消耗品等）		145,862	116,391	136,481		

（※1）外構工事については、外構・舗装・電気設備・給排水設備があり現時点で外構のみ契約済み（契約額35,469,500円）
（※2）備品・周辺整備費等は除く

新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括表

財政課

（単位:千円）

No.	予算区分	事業区分	事業名	決算				
				事業費	国	県	その他	一般財源
1	当初	市独自支援	自宅待機買物困難世帯支援事業	1,274				1,274
2	当初	市独自支援	無料低額診療事業補助金交付事業	10,000				10,000
3	当初	一部国補助	乳幼児保健事業 個別健診実施	28,533	5,634			22,899
4	当初	市独自支援	自治会活動感染対策補助事業	2,360				2,360
5	当初	一部県補助	再就職応援事業	56,366		21,961		34,405
6	当初	市独自支援	飲食店応援地域活性化応援券発行事業	301,850			253,434	48,416
7	当初	一部国補助市県共同実施	地域活性化応援券発行事業	1,203,751	20,264		1,075,883	107,604
8	当初	市独自支援	事業継続応援貸付事業	221,283			220,005	1,278
9	当初	市独自支援	事業継続相談事業	1,748				1,748
10	当初	市独自支援	事業者実態調査事業	176				176
11	当初 ＋繰越	市独自支援	IT導入等応援補助事業	34,761			178	34,583
12	当初	市独自支援	キャッシュレス決済推進補助事業	791				791
13	当初	市独自対策	小学校スクールバス運営管理費	1,492				1,492

No.	予算区分	事業区分	事業名	決 算				
				事業費	国	県	その他	一般財源
14	当初	一部 国補助	小中学校衛生管理費 　新型コロナウイルス感染症対策用品購入費	6,604	127			6,477
15	当初	市独自 対策	農業施設管理費 　経済対策として公共工事等の前倒し	25,470				25,470
16	当初	市独自 対策	道路橋りょう維持管理費 　経済対策として公共工事等の前倒し	86,471			14,500	71,971
17	当初	市独自 対策	道路橋りょう新設改良事業費 　経済対策として公共工事等の前倒し	30,406				30,406
18	当初	市独自 対策	河川維持管理費 　経済対策として公共工事等の前倒し	17,885				17,885
19	当初	市独自 対策	公園施設管理費 　経済対策として公共工事等の前倒し	29,867				29,867
20	当初	市独自 対策	住宅管理費 　経済対策として公共工事等の前倒し	29,839				29,839
21	当初	市独自 対策	新型コロナウイルス感染症対策経費 　アドバイザー会議開催経費、啓発経費、感染防止対策物品の購入費	1,585			960	625
22	当初 ＋繰越	国補助	ワクチン接種事業	1,007,483	1,006,042		1,441	
23	当初	国補助	生活困窮者自立相談支援事業	1,395	1,046			349
24	当初	国補助	生活困窮者住居確保給付金事業	8,717	7,718			999
25	当初	国県 補助	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金交付事業 　私立保育所、認定こども園等	22,461	9,748	3,343		9,370
26	当初	国補助	公立保育所、認定こども園運営事業 　新型コロナウイルス感染症対策用品購入費	1,348	1,348			
27	当初	国県 補助	ファミリーサポートセンター事業 　新型コロナウイルス感染症対策用品購入費	285	100	94		91
28	当初 ＋繰越	一部 国補助	教育用情報機器整備事業	199,460	8,906		48,834	141,720

No.	予算区分		事業区分	事業名	決 算				
					事業費	国	県	その他	一般財源
29	4月8日 専決	第1号	国補助	低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業	229,989	229,989			
30	6月補正	第3号	市独自 支援	小中学校修学旅行追加費用補助事業	19,508				19,508
31	6月追加 補正	第4号	国補助	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	85,368	85,368			
32	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新しい生活様式対応事業者応援事業	117,789				117,789
33	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新型コロナウイルス感染症検査支援事業 (市民分)	365			7	358
34	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新型コロナウイルス感染症検査支援事業 (小中学校の児童、生徒及び教職員等分)	1,889				1,889
35	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新型コロナウイルス感染症検査支援事業 (児童クラブ支援員及び学習支援ボランティア分)	329				329
36	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新型コロナウイルス感染症検査支援事業 (保育施設等及び障がい児通所・入所事業所分)	1,799				1,799
37	9月追加 補正	第5号	市独自 支援	新型コロナウイルス感染症検査支援事業 (福祉関連事業所等分)	740				740
38	9月追加 補正	第5号	市独自 対策	勤務体制確保事業 職員向け検査キット購入費	292				292
39	9月補正	第6号	県補助	園芸品目生産緊急支援事業費補助金交付事業 価格低下の影響を受けた園芸品目	2,993		2,993		
40	12月補正	第7号	市独自 対策	指定管理委託料(穂波福祉総合センター)	9,196				9,196
41	12月補正	第7号	市独自 対策	指定管理委託料(健幸プラザ)	595				595
42	12月補正	第7号	市独自 対策	指定管理委託料(サンビレッジ茜)	5,832				5,832
43	12月補正	第7号	市独自 対策	指定管理委託料(図書館)	61				61

No.	予算区分		事業区分	事業名	決算				
					事業費	国	県	その他	一般財源
44	12月補正	第7号	市独自対策	指定管理委託料（文化会館）	9,976				9,976
45	12月補正	第7号	市独自対策	指定管理委託料（健康の森体育施設）	7,223				7,223
46	12月補正	第7号	県補助	農業労働力確保緊急対策事業補助金交付事業	8		8		
47	12月補正	第7号	国県補助	児童センター・児童クラブ情報ネットワーク整備事業	21,450	7,436	7,436	6,578	
48	12月追加補正	第8号	国補助	子育て世帯等臨時特別支援事業	1,988,835	1,988,835			
49	12月21日専決	第9号	国補助	住民税非課税世帯等臨時特別給付事業	1,841,635	1,824,070			17,565
50	3月補正（初日審査）	第10号	市独自支援	子育て世帯等臨時特別支援事業(市独自支援分)	73,282				73,282
51	3月補正（初日審査）	第10号	市独自支援	地域外来・検査センター運営費補助事業	2,179				2,179
52	3月補正（初日審査）	第10号	市独自支援	医療機関デジタル化支援事業	1,634				1,634
53	3月補正（初日審査）	第10号	市独自支援	PCR検査等実施医療機関等支援事業	1,600				1,600
54	既決		市独自支援	福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策物品配布事業	4,921				4,921
55	既決		市独自対策	公民館使用料還付金	158				158
56	既決		市独自対策	新型コロナウイルス感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症対策用品購入費	1,248				1,248
57	既決		国県補助	児童クラブ運営事業	6,760	2,253	2,253		2,254
58	繰越		市独自支援	飲食店応援事業	46,331				46,331

No.	予算区分	事業区分	事業名	決 算				
				事業費	国	県	その他	一般財源
59	繰越	国補助	高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業	173	172			1
60	繰越	市独自支援	新生児特別給付金事業	8,937				8,937
61	人件費	一部国補助	時間外勤務手当(コロナ関係)	26,578	25,058			1,520
62	人件費	県補助	緊急雇用創出事業 会計年度任用職員雇用経費	3,828		1,511		2,317
63	人件費	一部国県補助	会計年度任用職員雇用経費	16,069	3,670	716		11,683
64		国補助	新型コロナウイルスウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(歳入のみ)		387,123			△ 387,123
合計				7,873,231	5,614,907	40,315	1,621,820	596,189
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象経費				387,123	387,123			
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象外経費				7,486,108	5,227,784	40,315	1,621,820	596,189

職員の残業時間及び休暇の取得状況に関する調書

人事課

1. 職員一人当たりの時間外勤務の時間数及び手当額調べ(月平均)

(単位:人、時間、円)

部	所属人数	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額
総務部	53	16	33,307	12	26,646	7	15,703	4	10,761	10	24,415	12	23,810
行政経営部	57	17	28,427	4	8,284	10	21,638	2	4,581	3	5,597	3	6,454
市民協働部	76	12	29,234	10	25,032	7	16,040	7	16,654	6	11,874	7	13,029
市民環境部	84	8	16,704	12	27,784	7	14,664	10	21,137	6	13,739	8	17,740
経済部	37	25	59,110	17	39,093	16	38,055	18	41,856	14	33,835	24	55,507
福祉部	232	8	15,739	5	10,438	7	15,510	5	9,486	4	7,856	5	10,261
都市建設部	88	13	30,042	8	19,160	6	14,788	9	19,278	7	15,252	11	25,578
穂波支所	25	3	4,651	1	3,059	2	4,815	3	6,447	2	3,710	1	1,814
筑穂支所	14	5	7,443	2	3,011	2	2,787	2	4,260	4	7,491	2	3,557
庄内支所	13	4	7,141	1	2,291	2	4,282	1	2,604	1	3,092	1	2,372
頴田支所	10	4	5,749	1	2,635	1	3,257	1	2,635	1	302	1	2,925
会計課	5	9	25,364	11	30,534	4	10,789	1	2,381	0	0	1	3,002
議会事務局	6	0	0	19	43,721	4	9,049	0	0	2	3,704	1	1,904
監査事務局	4	0	0	0	0	3	6,869	4	11,414	0	0	1	1,549
農業委員会事務局	5	10	16,869	4	7,856	2	4,650	5	10,317	8	15,851	16	27,965
教育部	65	8	19,958	8	17,894	5	12,327	6	14,277	5	12,324	8	18,428
企業局	45	6	15,520	8	16,268	7	15,626	7	16,795	8	18,303	3	5,884
全体	819	10	22,064	8	17,337	7	15,550	6	13,910	6	12,275	7	15,367

部	所属人数	10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
		時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額
総務部	53	12	20,355	13	24,956	7	12,126	5	9,069	6	11,314	17	35,949	121	248,411
行政経営部	57	8	19,626	11	26,968	9	21,702	9	18,642	13	21,377	15	24,291	104	207,587
市民協働部	76	9	20,126	9	21,284	6	14,027	7	16,422	7	14,949	12	28,143	99	226,814
市民環境部	84	6	12,954	9	19,792	10	23,386	9	16,761	9	20,775	7	15,488	101	220,924
経済部	37	25	55,368	28	60,918	19	45,317	16	35,240	9	19,616	18	40,591	229	524,506
福祉部	232	5	8,855	4	8,515	4	7,452	4	7,116	4	7,862	7	13,784	62	122,874
都市建設部	88	15	33,230	6	12,327	2	2,532	3	5,172	3	5,802	10	21,983	93	205,144
穂波支所	25	1	743	1	1,182	1	1,558	1	831	1	370	2	1,590	19	30,770
筑穂支所	14	3	4,342	3	4,673	2	3,940	2	2,905	2	3,499	6	9,096	35	57,004
庄内支所	13	2	4,258	2	3,827	2	3,513	2	4,313	2	3,262	3	3,781	23	44,736
頴田支所	10	0	0	1	2,635	2	3,920	0	0	1	302	3	4,273	16	28,633
会計課	5	0	0	1	2,381	0	0	5	14,990	1	2,381	6	14,183	39	106,005
議会事務局	6	0	0	0	0	4	9,211	0	0	2	3,881	8	19,037	40	90,507
監査事務局	4	1	2,253	0	0	6	17,381	1	3,011	2	3,873	0	0	18	46,350
農業委員会事務局	5	4	6,233	0	0	0	0	1	1,277	3	6,714	1	2,127	54	99,859
教育部	65	10	21,094	8	17,319	7	15,971	7	16,498	6	14,752	12	26,327	90	207,169
企業局	45	8	18,124	4	9,120	5	11,362	6	12,415	8	19,665	7	15,997	77	175,079
全体	819	8	17,343	7	16,085	6	12,688	6	11,540	6	11,955	10	19,841	81	185,951

2. 月別個人時間外勤務の最長時間及び時間外勤務手当の最大額調べ

（単位:時間、円）

部	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額
総務部	76	192,615	79	159,520	58	209,608	81	315,276	69	222,969	87	171,468
行政経営部	89	209,051	41	81,180	74	210,778	19	41,477	19	57,042	19	47,196
市民協働部	61	146,320	122	306,842	104	254,537	72	171,238	56	129,859	53	123,321
市民環境部	54	110,216	58	181,445	81	265,836	60	154,303	42	98,860	44	113,810
経済部	75	243,255	49	149,557	43	129,129	52	149,318	46	105,105	54	119,360
福祉部	67	209,204	46	140,684	90	280,416	64	187,724	49	141,953	54	156,438
都市建設部	91	252,428	66	208,539	85	277,488	60	117,765	73	135,064	83	185,641
穂波支所	10	31,456	8	24,201	10	32,598	19	51,835	7	21,651	7	21,098
筑穂支所	16	26,856	8	24,888	16	22,928	16	24,888	16	34,928	16	22,928
庄内支所	8	25,544	4	11,904	8	25,544	8	25,544	7	21,842	7	20,832
頴田支所	8	26,344	8	26,344	8	26,344	8	26,344	1	3,014	5	16,070
会計課	14	42,014	15	45,600	15	45,015	4	11,904	0	0	3	8,928
議会事務局	0	0	27	58,705	8	22,840	0	0	3	9,009	4	11,420
監査事務局	0	0	0	0	3	9,294	6	18,342	0	0	2	6,196
農業委員会事務局	32	47,720	8	24,840	4	12,420	8	24,840	22	32,604	21	47,050
教育部	64	141,456	50	112,032	36	69,928	35	90,361	33	66,924	54	109,512
企業局	35	115,001	82	128,249	44	99,231	44	96,052	42	98,700	23	71,988
全体	91	252,428	122	306,842	104	280,416	81	315,276	73	222,969	87	185,641

部	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額	時間	手当額
総務部	72	186,814	76	137,954	56	75,078	32	54,620	47	122,570	78	144,175
行政経営部	79	247,060	97	314,950	88	239,176	70	177,004	51	108,899	74	148,552
市民協働部	66	154,847	49	112,754	27	81,549	65	149,386	75	176,077	68	178,074
市民環境部	45	135,374	51	149,678	32	102,820	55	103,677	35	114,419	68	145,008
経済部	94	176,108	61	143,793	49	133,819	56	112,075	42	97,060	49	124,948
福祉部	45	130,365	56	162,232	34	98,498	42	122,253	45	130,365	51	156,206
都市建設部	67	183,237	41	116,980	20	52,166	22	49,369	20	47,180	73	170,260
穂波支所	3	9,849	3	9,849	8	26,456	10	11,466	2	5,912	8	14,636
筑穂支所	16	22,928	16	22,928	16	22,928	16	22,928	8	24,888	16	34,880
庄内支所	14	42,140	16	47,616	13	38,688	11	32,736	8	25,544	7	11,232
頴田支所	0	0	8	26,344	8	26,344	0	0	1	3,014	8	26,344
会計課	0	0	4	11,904	0	0	22	66,022	4	11,904	17	40,902
議会事務局	0	0	0	0	5	15,015	0	0	5	14,275	13	39,039
監査事務局	3	9,009	0	0	11	33,033	2	6,114	5	15,490	0	0
農業委員会事務局	9	13,338	0	0	0	0	3	6,381	5	15,525	5	10,635
教育部	69	143,992	38	93,434	41	123,574	45	108,745	51	104,562	65	121,522
企業局	43	113,821	22	70,997	26	85,514	33	80,258	45	149,718	50	110,458
全体	94	247,060	97	314,950	88	239,176	70	177,004	75	176,077	78	178,074

※最長時間の職員と最大手当額の職員が一致しない場合があります。

3. 令和3年度時間外勤務　時間TOP10　※個人

（単位:時間）

項	所属部局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	市民協働部	61	122	104	72	64	53	66	49	27	65	75	68	826
2	経済部	56	38	34	39	54	60	107	71	26	39	42	39	605
3	福祉部	32	52	55	64	49	54	45	56	34	42	45	49	577
4	総務部	74	79	37	7	13	87	39	76	36	24	23	78	573
5	経済部	50	49	43	52	35	39	69	50	44	37	32	37	537
6	教育部	32	27	37	32	33	54	69	38	37	45	51	65	520
7	市民環境部	40	36	51	60	42	44	37	22	31	28	29	68	488
8	行政経営部	0	10	74	0	0	21	89	97	76	70	50	0	487
9	経済部	82	49	39	54	19	22	36	43	22	26	18	27	437
10	経済部	46	42	31	30	24	39	39	15	34	44	34	49	427

4. 休暇取得状況等調べ(令和3年1月～12月)　　(単位:日)

職員 年次有給休暇 特別休暇 取得日数調査	年次有給休暇			特別休暇														
				夏季休暇														
	1人当 平均 日数	最大 取得 日数	最小 取得 日数	1人当 平均 日数	最大 取得 日数	最小 取得 日数	区分	ドナー 休暇	結婚 休暇	裁判 員	子の 看護	妻の 出産 補助	短期 介護 休暇	男性 育児	妊婦 健診	父母 の 祭日	公民 権の 行使	災害 による 交通 遮断	妊娠 障害
総務部	7.9	29	0	4.4	5	0	男	0	0	0	18	2	0	9	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0
行政経営部	9.6	31	1	4.7	5	0	男	0	10	0	16	4	0	5	0	0	0	0	0
							女	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0
市民協働部	8.8	23	0	4.3	5	0	男	0	3	0	9	0	0	0	0	0	0	4	0
							女	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0
市民環境部	11.9	33	0	4.7	5	0	男	0	6	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	5	0	25	0	0	0	0	0	0	0	3
経済部	6.0	22	0	4.3	5	0	男	0	0	0	5	3	0	0	0	0	1	1	0
							女	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉部	8.9	24	0	4.5	5	0	男	0	0	0	37	3	1	0	0	0	0	1	0
							女	0	0	0	26	0	6	0	9	0	0	1	14
都市建設部	12.4	40	0	4.7	5	0	男	0	5	0	32	8	0	12	0	0	0	1	0
							女	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0
穂波支所	10.0	23	0	4.3	5	0	男	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
筑穂支所	12.0	20	1	4.7	5	1	男	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0

職員 年次有給休暇 特別休暇 取得日数調査	年次有給休暇			特別休暇														
				夏季休暇														
	1人当 平均 日数	最大 取得 日数	最小 取得 日数	1人当 平均 日数	最大 取得 日数	最小 取得 日数	区分	ドナー 休暇	結婚 休暇	裁判 員	子の 看護	妻の 出産 補助	短期 介護 休暇	男性 育児	妊婦 健診	父母 の 祭日	公民 権の 行使	災害 による 交通 遮断	妊娠 障害
庄内支所	7.4	15	2	5	5	5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頴田支所	15.7	39	9	5	5	5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計管理者会計課	7.9	14	2	5	5	5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
議会事務局	13.3	18	9	5	5	5	男	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0
							女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	3.4	7	0	4	5	0	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	7.4	13	2	5	5	5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育部	8.0	22	0	4.4	5	0	男	0	8	0	14	6	0	5	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	13.0	36	2	5	5	4	男	0	4	0	13	3	5	4	0	0	0	0	0
							女	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	9.7	40	0	4.6	5	0	男	0	36	0	157	32	6	37	0	0	1	8	0
							女	0	15	0	104	0	12	0	9	1	0	5	17

※所属については令和3年12月31日現在に在籍する所属にて集計

※育児休業、病気休職等の職員を含む

附属機関等に関する調書

総合政策課

No.	課名及び名称(令和4年3月31日現在)		委員任期	人数	男	女	継続年数										会長の継続年数	副会長の継続年数
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上		
1	総務課	情報公開審査会	4	5	3	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	10年以上	10年以上
2	総務課	個人情報保護審議会	2	6	3	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	3	3	1
3	総務課	個人情報保護審査会	2	5	2	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5	10年以上
4	総務課	政務活動費審査会	2	6	3	3	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
5	総務課	行政不服審査会	3	5	3	2	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	2	2
6	防災安全課	防災会議	2	37	28	9	13	11	9	0	2	1	1	0	0	0	5	0
7	防災安全課	国民保護協議会	2	32	26	6	10	14	1	0	5	1	1	0	0	0	5	0
8	防災安全課	国土強靭化地域計画有識者会議	1	12	6	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
9	人事課	公務災害補償等認定委員会	3	5	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
10	人事課	公務災害補償等審査会	3	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
11	人事課	資産等報告書審査会	2	4	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1
12	人事課	職員倫理審査会	2	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	情報政策課	地域情報化計画推進委員会	2	9	5	4	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	3	3
14	総合政策課	総合戦略推進会議	2	13	10	3	1	6	2	0	0	0	4	0	0	0	6	6
15	総合政策課	嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議	2	19	16	3	3	6	0	10	0	0	0	0	0	0	4	0
16	総合政策課	行政評価委員会	2	8	4	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	2
17	財産活用課	学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会	1	14	8	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
18	財産活用課	指定管理者選定委員会	2	5	2	3	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	5
19	財産活用課	指定管理者評価委員会	2	4	1	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1
20	人権同和政策課	人権教育・啓発実施計画策定委員会	1	13	9	4	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
21	男女共同参画推進課	男女共同参画推進委員会	2	14	4	10	1	9	0	0	0	3	0	0	0	1	6	2
22	男女共同参画推進課	男女共同参画オンブズパーソン	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
23	健幸保健課	予防接種健康被害調査委員会	2	5	4	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	2	2
24	健幸保健課	保健センター運営委員会	2	11	8	3	1	6	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0
25	健幸保健課	急患センター運営協議会	2	12	10	2	3	4	0	2	0	1	0	1	0	1	4	2
26	健幸保健課	健康づくり・食育推進協議会	2	15	6	9	2	2	0	2	0	9	0	0	0	0	0	0
27	健幸都市推進課	スポーツ推進委員協議会	2	11	6	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	9	10年以上	10年以上
28	まちづくり推進課	協働のまちづくり推進委員会	2	15	9	6	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
29	まちづくり推進課	二瀬交流センター運営審議会	2	5	3	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
30	まちづくり推進課	幸袋交流センター運営審議会	2	5	3	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	10	2
31	まちづくり推進課	鎮西交流センター運営審議会	2	8	5	3	1	1	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3
32	まちづくり推進課	菰田交流センター運営審議会	2	8	5	3	0	2	1	1	0	2	0	1	0	1	4	6
33	まちづくり推進課	立岩交流センター運営審議会	2	8	6	2	1	3	0	0	1	2	0	0	0	1	2	2

No.	課名及び名称（令和4年3月31日現在）		委員任期	人数	男	女	継続年数										会長の継続年数	副会長の継続年数
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上		
34	まちづくり推進課	飯塚東交流センター運営審議会	2	8	5	3	0	1	1	2	0	4	0	0	0	0	1	1
35	まちづくり推進課	飯塚片島交流センター運営審議会	2	7	3	4	1	2	0	0	0	0	1	0	0	3	7	0
36	まちづくり推進課	鯰田交流センター運営審議会	2	8	4	4	1	0	3	0	0	0	2	1	0	1	3	10年以上
37	まちづくり推進課	穂波交流センター運営審議会	2	7	4	3	1	0	0	3	0	0	0	0	0	2	10	4
38	まちづくり推進課	筑穂交流センター運営審議会	2	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	まちづくり推進課	庄内交流センター運営審議会	2	8	5	3	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	4	0
40	まちづくり推進課	頴田交流センター運営審議会	2	8	4	4	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1
41	医療保険課	国民健康保険事業の運営に関する協議会	3	13	11	2	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	1	5
42	環境整備課	環境審議会	2	15	10	5	3	5	0	1	0	2	0	0	0	2	2	1
43	環境整備課	自然環境保全対策審議会	2	6	3	3	0	0	2	0	1	0	0	0	1	2	1	1
44	環境対策課	公害防止対策委員会	4	17	15	2	1	1	2	4	2	0	1	2	0	4	4	8
45	環境対策課	環境保全協議会	4	12	8	4	1	1	1	1	1	0	2	0	0	5	10	0
46	企業誘致推進課	企業立地促進審査会	2	9	8	1	0	5	2	0	0	0	1	1	0	0	2	2
47	産学振興課	新産業創出支援事業補助金審査会	1	6	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0
48	産学振興課	販路開拓支援補助金審査会	1	5	4	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
49	産学振興課	新産業創出支援センター入居資格審査会	2	7	4	3	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1
50	産学振興課	中小企業振興円卓会議	2	15	9	6	6	0	1	0	8	0	0	0	0	0	5	5
51	産学振興課	新産業創出産学官連携協議会	1	9	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
52	産学振興課	先端情報技術開発支援補助金審査会	1	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
53	商工観光課	中小企業融資制度審議会	2	6	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
54	特産品振興・ふるさと応援課	ブランド認定審査会	1	8	7	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
55	農林振興課	農業振興地域整備促進協議会	2	16	15	1	6	1	1	2	1	3	0	0	0	0	1	1
56	農林振興課	農業経営・生産対策推進協議会	3	16	12	4	8	2	2	4	0	0	0	0	0	0	1	1
57	農林振興課	地方卸売市場運営審議会	2	14	11	3	2	3	2	1	1	0	2	0	1	2	2	7
58	農林振興課	地方卸売市場取引委員会	2	14	11	3	2	3	2	1	1	0	2	0	1	2	2	7
59	子育て支援課	青少年問題協議会	2	15	8	7	8	1	0	0	4	0	2	0	0	0	7	7
60	子育て支援課	子ども・子育て会議	2	19	6	13	5	2	6	0	1	0	0	1	4	0	5	1
61	子育て支援課	要保護児童連絡協議会	1	19	14	5	10	4	1	0	0	0	1	2	0	1	8	10
62	子育て支援課	3児童死亡事例検証委員会	1	6	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
63	子育て支援課	公立保育所・こども園あり方検討委員会	2	8	3	5	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	2	6
64	高齢介護課	高齢社会対策推進協議会	3	20	14	6	9	5	0	1	3	0	0	0	0	1	2	1
65	高齢介護課	介護認定審査会	2	101	73	28	17	1	17	4	13	1	14	1	4	29	1	1
66	高齢介護課	地域包括支援センター運営協議会	3	13	7	6	4	2	0	2	1	0	2	0	0	1	1	1
67	高齢介護課	地域包括ケアシステム推進会議	1	12	7	5	6	3	1	0	2	0	0	0	0	0	2	1
68	高齢介護課	認知症ケア会議	1	14	8	6	1	3	0	2	3	2	0	0	0	0	6	5
69	高齢介護課	認知症教本検討会議	1	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No.	課名及び名称(令和4年3月31日現在)		委員任期	人数	男	女	継続年数										会長の継続年数	副会長の継続年数
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上		
70	社会・障がい者福祉課	障がい者施策推進協議会	2	15	9	6	1	2	0	3	0	2	0	0	0	3	10年以上	4
71	社会・障がい者福祉課	障がい者自立支援審査会	2	12	9	3	2	0	0	0	0	0	2	0	1	6	2	0
72	社会・障がい者福祉課	地域福祉推進協議会	2	18	7	11	2	1	2	0	3	0	0	0	1	5	10年以上	1
73	社会・障がい者福祉課	民生委員推薦会	3	14	8	6	7	2	1	0	0	2	0	0	0	2	1	0
74	建設政策課	空家等対策協議会	2	14	13	1	7	1	0	6	0	0	0	0	0	0	4	4
75	建築課	旅館等建築審査会	2	8	4	4	0	3	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0
76	都市計画課	移動等円滑化促進方針施策推進協議会	2	14	10	4	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1
77	都市計画課	都市計画審議会	2	16	15	1	7	3	0	3	0	1	0	0	0	2	10年以上	0
78	教育総務課	奨学資金貸付審議会	2	7	4	3	1	4	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2
79	学校教育課	市立学校通学区域審議会	2	14	9	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
80	学校教育課	いじめ・不登校問題連絡協議会	2	15	9	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
81	学校教育課	心身障がい児(生)就学指導委員会	2	15	6	9	8	0	3	0	1	0	0	0	0	2	3	1
82	学校教育課	児童センター等運営委員会委員	2	11	6	5	6	0	0	1	0	1	0	0	0	3	10年以上	10年以上
83	学校教育課	ICT推進委員会	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	学校給食課	給食運営審議会	2	10	5	5	4	5	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
85	生涯学習課	社会教育委員の会	2	10	5	5	3	0	2	0	1	0	1	0	1	2	5	3
86	生涯学習課	図書館運営協議会	2	10	4	6	5	1	1	0	2	0	0	0	0	1	9	1
87	生涯学習課	公民館運営審議会(中央公民館)	2	13	9	4	5	0	4	0	4	0	0	0	0	0	3	1
88	生涯学習課	子ども読書活動推進計画策定委員会	1	10	4	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
89	文化課	文化振興審議会	2	10	4	6	4	0	1	0	3	0	0	0	2	0	5	1
90	文化課	文化財保護審議会	2	8	5	3	0	0	3	0	1	0	1	0	0	3	3	5
91	文化課	文化財保存活用推進委員会	2	10	7	3	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
92	文化課	歴史資料館協議会	2	7	4	3	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
93	文化課	古代史跡協議会	2	7	3	4	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
94	文化課	近代化遺産協議会	2	7	4	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
95	文化課	文化施設活用検討委員会	1	15	9	6	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
96	文化課	旧伊藤傳右エ門氏庭園保存整備委員会	任期なし	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
97	企業管理課	市立病院管理運営協議会	任期なし	14	13	1	9	0	1	0	1	0	1	0	0	2	2	1
98	企業管理課	上下水道事業経営審議会	2	8	4	4	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	3	3
99	監査事務局	公平委員会	4	3	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0
100	監査事務局	固定資産評価審査委員会	3	9	7	2	1	1	3	0	0	2	0	0	0	2	10	0

電力調達に関する入札結果のわかるもの(2018 年度以降)

総務課

1　平成 30(2018)年以降の入札結果等

期　間	落札業者	落札金額	対象施設数	対前年度入札対象施設との比較	
				増	減
平成 30 年 10 月～令和元年 9 月	九州電力株式会社　飯塚営業所	116,905,408 円	46 施設		
令和元年 10 月～令和 2 年 9 月	九州電力株式会社　飯塚営業所	143,829,938 円	46 施設	幸袋小中一貫校 鎮西小中一貫校 穂波東小中一貫校	立岩交流センター 環境センター 嶺田支所
令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月	日本エネルギー総合システム株式会社	131,714,402 円	47 施設	立岩交流センター	
令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月	九州電力株式会社　飯塚営業所	181,935,738 円	48 施設	イイヅカコミュニティセンター	

2 令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月の電力供給対象施

No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名
1	本庁舎	13	筑穂保育所	25	飯塚第二中学校	37	庄内小学校
2	穂波人権啓発センター	14	菰田保育所	26	椋本小学校	38	庄内中学校
3	立岩人権啓発センター	15	薙野排水機場(下流)	27	上穂波小学校	39	嶺田小中一貫校(給食・交流センター・図書館・児童館)
4	伊岐須会館	16	殿浦排水機場	28	筑穂中学校	40	内野小学校
5	防災センター	17	西秋松排水機場	29	大分小学校	41	穂波西中学校
6	うぐいす台団地汚水処理施設	18	若菜排水機場	30	菰田小学校	42	飯塚東小学校
7	筑穂交流センター	19	川島排水ポンプ場	31	旧飯塚第三中学校	43	片島小学校
8	飯塚片島交流センター	20	穂波支所	32	二瀬中学校	44	幸袋小中一貫校
9	庄内交流センター	21	筑穂支所	33	伊岐須小学校	45	鎮西小中一貫校
10	嶺田交流センター別館	22	飯塚第一中学校	34	飯塚小学校	46	穂波東小中一貫校
11	立岩交流センター	23	立岩小学校	35	高田小学校	47	歴史資料館
12	穂波交流センター(穂波体育館・穂波図書館含む)	24	鯰田小学校	36	若菜小学校	48	イイヅカコミュニティセンター

国民健康保険資格証明書発行までの流れ

医療保険課

事　務　処　理	実施時期	担当課
①納期限から1年を経過した世帯の抽出 ②対象世帯について納付状況等を税務課へ確認依頼	偶数月　中旬	医療保険課
③対象世帯の納付状況、分納誓約等を確認 ④状況説明書送付世帯の確定	偶数月　下旬	税務課
⑤対象世帯へ状況説明書送付	奇数月　上旬	医療保険課
⑥提出された状況説明書や納付状況確認	奇数月　上旬～中旬	医療保険課・税務課
⑦何ら折衝もない世帯、分納不履行世帯へ資格証明書交付決定	奇数月　下旬	医療保険課

国民健康保険給付費等準備基金推移

医療保険課

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
積　立	0	378,022	384,114	154,627	0	0
取　崩	0	0	0	0	0	0
運用収入等	0	0	2,610	5,212	6,590	6,560
基金残高 （年度末）	0	378,022	764,746	924,585	931,175	937,735

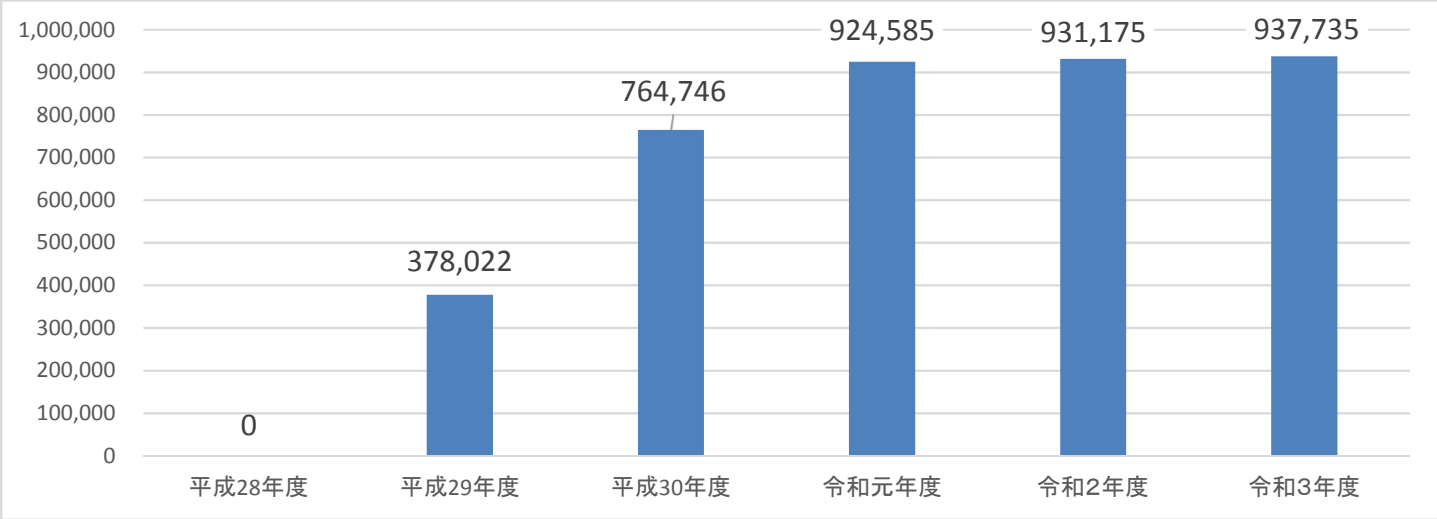

介護保険給付費等準備基金推移

高齢介護課

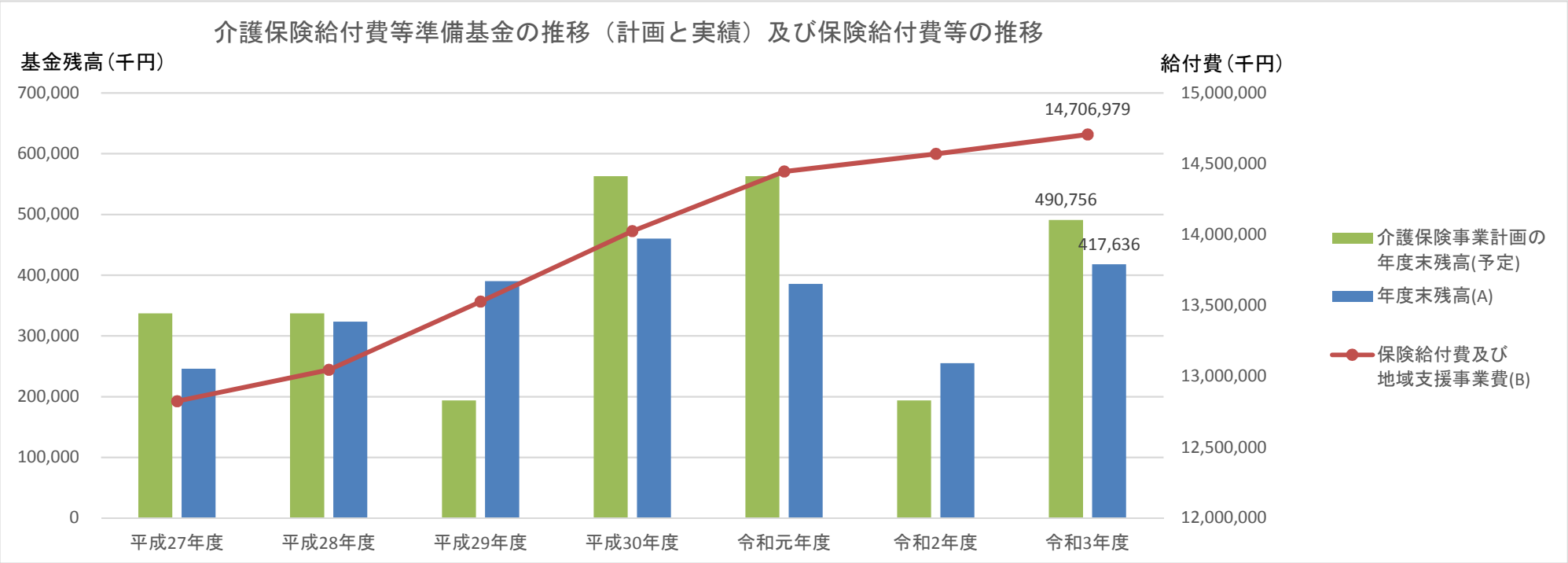

（単位：千円）

	第6期			第7期			第8期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規積立（前年度余剰金）	50,592	75,119	64,260	67,278	0	0	160,663
取崩	0	0	0	0	△ 77,626	△ 133,243	0
積立(運用等)	1,482	2,267	2,384	2,792	3,182	2,788	1,852
年度末残高(A)	245,920	323,306	389,950	460,020	385,576	255,121	417,636
介護保険事業計画の年度末残高(予定)	336,846	336,846	193,846	562,972	562,972	193,846	490,756
保険給付費及び地域支援事業費(B)	12,824,930	13,047,254	13,527,743	14,025,489	14,445,169	14,570,940	14,706,979
(A/B)	1.92%	2.48%	2.88%	3.28%	2.67%	1.75%	2.84%

メインスタンド整備事業の概要

公営競技事業所

メインスタンド（第1スタンド）は昭和 42 年2月の竣工から 50 年以上経過し老朽化が著しい上、平成 27 年度の耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断された。また、入場者が減少していることから、現存の床面積より小さくし、コンパクト化を図ることにより、今後の維持管理費を抑えることを目的として、建替えを行うもの。

・事業計画期間：令和3年度～令和7年度

・各年度における主な事業内容：令和3年度　仮設販売所整備、電気・機械設備切り回し工事、仮設審判棟設置
令和4年度　第1スタンド解体
令和5年度～令和6年度　メインスタンド整備工事
令和7年度　仮設審判棟解体

新旧メインスタンドの概要

	新メインスタンド	旧メインスタンド（第1スタンド）
構造	鉄骨造（S 造）ラーメン構造	鉄筋コンクリート造（RC 造）+鉄骨造（S 造）
延床面積	2532.04 ㎡	8230.32 ㎡
規模	地上 3 階、塔屋 1 階	地上 3 階
客席数	屋内 229 席、屋外 300 席	屋内 786 席、屋外 2,176 席

給食調理委託状況の推移

学校給食課

<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th colspan="15">契約期間(年度)</th></tr>
<tr><th>平成
24
年度</th><th>平成
25
年度</th><th>平成
26
年度</th><th>平成
27
年度</th><th>平成
28
年度</th><th>平成
29
年度</th><th>平成
30
年度</th><th>令和
元
年度</th><th>令和
2
年度</th><th>令和
3
年度</th><th>令和
4
年度</th><th>令和
5
年度</th><th>令和
6
年度</th><th>令和
7
年度</th><th>令和
8
年度</th></tr>
<tr><td>立岩小学校</td><td></td><td colspan="3">650食
41,202,000円
共立メンテナンス</td><td colspan="4">740食
72,623,520円
一冨士フード</td><td colspan="5" rowspan="3">1,460食
275,484,000円
一冨士フード</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>片島小学校</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">420食
38,108,880円
中村学園</td><td colspan="3" rowspan="2">610食
62,914,320円
中村学園</td></tr>
<tr><td>菰田小学校</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">160食
24,499,800円
日本国民食</td></tr>
<tr><td>飯塚第一中学校</td><td></td><td colspan="3">780食
48,667,500円
日米クック</td><td colspan="4">750食
76,325,760円
日米クック</td><td colspan="5" rowspan="3">1,370食
255,090,000円
日米クック</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>飯塚小学校</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">340食
33,621,480円
ハーベストネクスト</td><td rowspan="2">570食
51,246,000円
共立メンテナンス</td></tr>
<tr><td>鯰田小学校</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">230食
33,109,560円
日本国民食</td></tr>
<tr><td>飯塚第二中学校</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">330食
20,995,200円
共立メンテナンス</td><td colspan="3" rowspan="2">830食
81,000,000円
共立メンテナンス</td><td colspan="4" rowspan="2">820食
160,308,000円
共立メンテナンス</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>飯塚東小学校</td><td></td><td colspan="3">540食
42,395,850円
中村学園</td></tr>
</table>

※表中に記載の上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名。

<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th colspan="14">契約期間(年度)</th></tr>
<tr><th>平成
24
年度</th><th>平成
25
年度</th><th>平成
26
年度</th><th>平成
27
年度</th><th>平成
28
年度</th><th>平成
29
年度</th><th>平成
30
年度</th><th>令和
元
年度</th><th>令和
2
年度</th><th>令和
3
年度</th><th>令和
4
年度</th><th>令和
5
年度</th><th>令和
6
年度</th><th>令和
7
年度</th><th>令和
8
年度</th></tr>
<tr><td>二瀬中学校</td><td></td><td colspan="2">450食
28,698,600円
一冨士フード</td><td colspan="3" rowspan="2">1,240食
98,742,240円
一冨士フード</td><td colspan="4" rowspan="2">1,120食
198,731,410円
一冨士フード</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>伊岐須小学校</td><td colspan="3">790食
52,756,200円
一冨士フード</td></tr>
<tr><td>幸袋一貫校</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">820食
58,935,600円
日米クック</td><td colspan="4">800食
145,594,800円
シダックス大新東</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>鎮西一貫校</td><td colspan="6" rowspan="2"></td><td colspan="3" rowspan="2">1,000食
98,807,040円
ハーベストネクスト</td><td colspan="4" rowspan="2">1,040食
184,250,000円
ハーベストネクスト</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>八木山小学校</td></tr>
<tr><td>頴田一貫校</td><td></td><td colspan="2">460食
25,729,200円
シダックス大新東</td><td colspan="3" rowspan="3">1,340食
110,730,240円
シダックス大新東</td><td colspan="4" rowspan="3">1,390食
222,585,240円
シダックス大新東</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>庄内中学校</td><td colspan="3" rowspan="2">840食
65,583,000円
シダックス大新東</td></tr>
<tr><td>庄内小学校</td></tr>
<tr><td>穂波東一貫校</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">1,010食
69,941,880円
中村学園</td><td colspan="4">1,000食
157,096,350円
中村学園</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

学校名	契約期間(年度)														
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
穂波西中学校											1,350食 305,250,000円 ハーベストネクスト				
若菜小学校															
椋本小学校															
高田小学校															
筑穂中学校															
上穂波小学校															
大分小学校															
内野小学校															

※平成18～23年度までの状況…　平成18～20年度、庄内中学校、320食、28,035,000円、魚国総本社。

平成21～23年度、庄内小学校及び庄内中学校、880食、54,810,000円、魚国総本社。